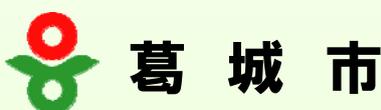


葛城市バリアフリー基本構想

だれもが快適に、安全に安心して
移動・活動できる葛城市



平成 22 年 3 月



はじめに

我が国では急速な少子高齢化が進んでおり、平成 27 年(2015 年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えると言われています。

また、身体に障がいのある人もない人も平等に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」という考え方も広がりつつあり、高齢者や身体に障がいのある人などが自立した社会生活を営むことができる生活環境の整備が強く求められています。

今後ますます高齢者・障がい者の社会参加の機会が増大するなかで、公共交通機関の利用や、駅から周辺施設への移動に際して歩道の幅が狭く段差もある等、様々な障壁(バリア)が存在しており、これらを除去(バリアフリー化)し、すべての市民が安全、安心、快適に暮せるまちづくりを進めることが重要となっております。

このような背景の中、このたび、葛城市は“だれもが快適に、安全に安心して移動・活動できる葛城市”を基本理念とする「葛城市バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、市内全域における移動や施設の利用に係るバリアフリーを推進する基本的な方針を定めたものです。この中で、尺土駅・磐城駅を中心とする地区を重点整備地区と設定し、“だれもが集える、安全に移動・活動できる、葛城市の拠点地区”として、各種バリアフリー課題に対する具体的な整備項目を検討・整理しました。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会、建築施設管理者、その他の関係者と連携し、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、大変なご尽力を賜りました葛城市バリアフリー基本構想推進協議会の皆様方をはじめ、歩行点検調査(タウン・ウォッチング)やヒアリング調査等を通して、貴重なご意見を賜りました市民の皆様方並びに関係の皆様方に、心より厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年(2010 年)3 月

葛城市長 山下 和弥



目 次

1 葛城市バリアフリー基本構想の策定について.....	1
1.1 構想策定の背景.....	1
1.2 構想策定の位置づけ.....	1
1.3 検討の進め方.....	2
1.4 バリアフリー新法について.....	3
2 移動環境に関する葛城市の概況と課題.....	9
2.1 葛城市の概況.....	9
2.2 移動環境に関する現況.....	14
3 上位・関連計画.....	15
3.1 上位・関連計画の整理.....	15
4 歩行点検調査(TW)・団体ヒアリング調査のまとめ.....	17
4.1 調査概要.....	17
4.2 道路(歩道、交差点、信号など)について.....	19
4.3 駅の状況や鉄道利用について.....	21
4.4 バス停やバス利用について.....	23
4.5 タクシー利用について.....	24
4.6 建物利用(公共施設、商業施設など)について.....	24
4.7 公園利用について(入口・園路など).....	25
4.8 (車を利用される場合)駐車場利用について.....	26
4.9 その他、バリアフリー全般に係る要望等.....	27
5 バリアフリー化に向けた基本方針.....	28
6 重点整備地区の設定.....	30
6.1 鉄道駅及び周辺施設分布の状況.....	30
6.2 市内の各地区の位置づけ.....	31
6.3 重点整備地区候補地区及び重点整備地区の選定.....	32
6.4 重点整備地区のバリアフリーの課題.....	33
6.5 重点整備地区の歩道等の現状整理.....	36
6.6 重点整備地区の設定.....	38
7 生活関連施設、生活関連経路の設定.....	40
7.1 生活関連施設.....	40
7.2 生活関連経路.....	42

8 重点整備地区の基本方針.....	44
8.1 地区の将来像.....	44
8.2 重点整備地区の基本方針.....	45
8.3 整備目標.....	46
9 実施すべき特定事業等.....	47
9.1 道路特定事業等.....	47
9.2 交通安全施設特定事業等.....	53
9.3 公共交通特定事業等.....	55
9.4 建築物特定事業等.....	58
9.5 公園事業.....	60
9.6 駅周辺整備事業.....	61
9.7 こころのバリアフリー.....	62
10 葛城市バリアフリー基本構想の実現に向けた取り組み.....	65

1 葛城市バリアフリー基本構想の策定について

1.1 構想策定の背景

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

このような中、平成18年(2006年)12月20日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行されました。この法律では、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。

一方、葛城市では、新庄町と當麻町の合併以降、平成18年(2006年)に新総合計画を策定し、都市の将来像として「悠久のロマンと次代の英知が織りなす 爽快都市 葛城」を設定しました。現在、この実現に向けた各種政策が実行されているところです。

この中で、近鉄南大阪線尺土駅周辺地区は、「駅前賑わい拠点」として位置づけ、鉄道駅の交通利便性を活かし、商業・サービス機能をはじめとする多様な都市機能の充実により、楽しく、賑わいあるまちを創造することとしています。

しかし、行政としては駅前広場や道路等の基盤整備を予定しているものの、特急停車駅である尺土駅のバリアフリー化は進んでおらず、公園や民間施設等駅周辺の施設、およびこれらをネットワークする経路においてもバリアフリー上の課題を有しており、市民が利便性や快適性を享受できる葛城市の拠点として課題解決に向けた政策の実行が求められています。

1.2 構想策定の位置づけ

葛城市バリアフリー基本構想の策定は、高齢者・障がい者等が安心して生活でき、葛城市の賑わいの拠点としてふさわしい地区を実現することを目的とします。

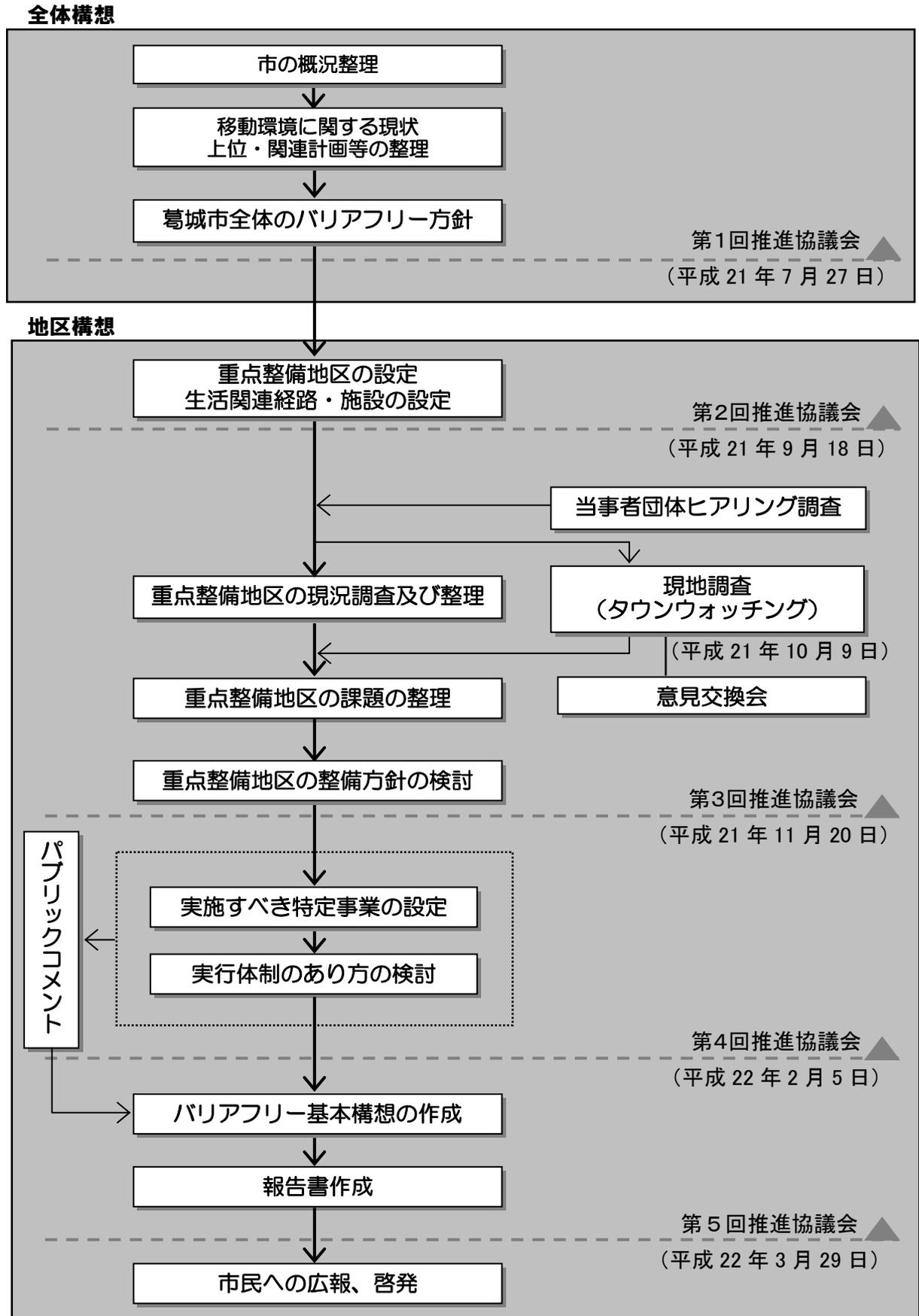
本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するもので、「葛城市総合計画」「葛城市都市計画マスタープラン」等上位計画や「葛城市高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図ります。

本構想では、葛城市全体の今後のバリアフリー化に向けた方向性を整理した上で、重点整備地区における課題を明らかにし、バリアフリー化を推進するための理念及び方向性を定め、バリアフリー化に向けた実施すべき事業等を示します。

また、本構想は市民・関係者との協働により策定し、葛城市のバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するものとします。

1.3 検討の進め方

葛城市バリアフリー基本構想の策定の流れは次のとおりです。



1.4 バリアフリー新法について

1.4.1 バリアフリー新法の概要

高齢者、身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目指し、平成12年(2000年)に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行されました。その後、より一体的・総合的な移動の円滑化の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法、平成6年(1994年))」と統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年(2006年)12月に施行されました。

新法では、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人が暮らしやすい生活環境を実現する「ユニバーサルデザイン」の考え方を重視したものとなっています。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれら間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

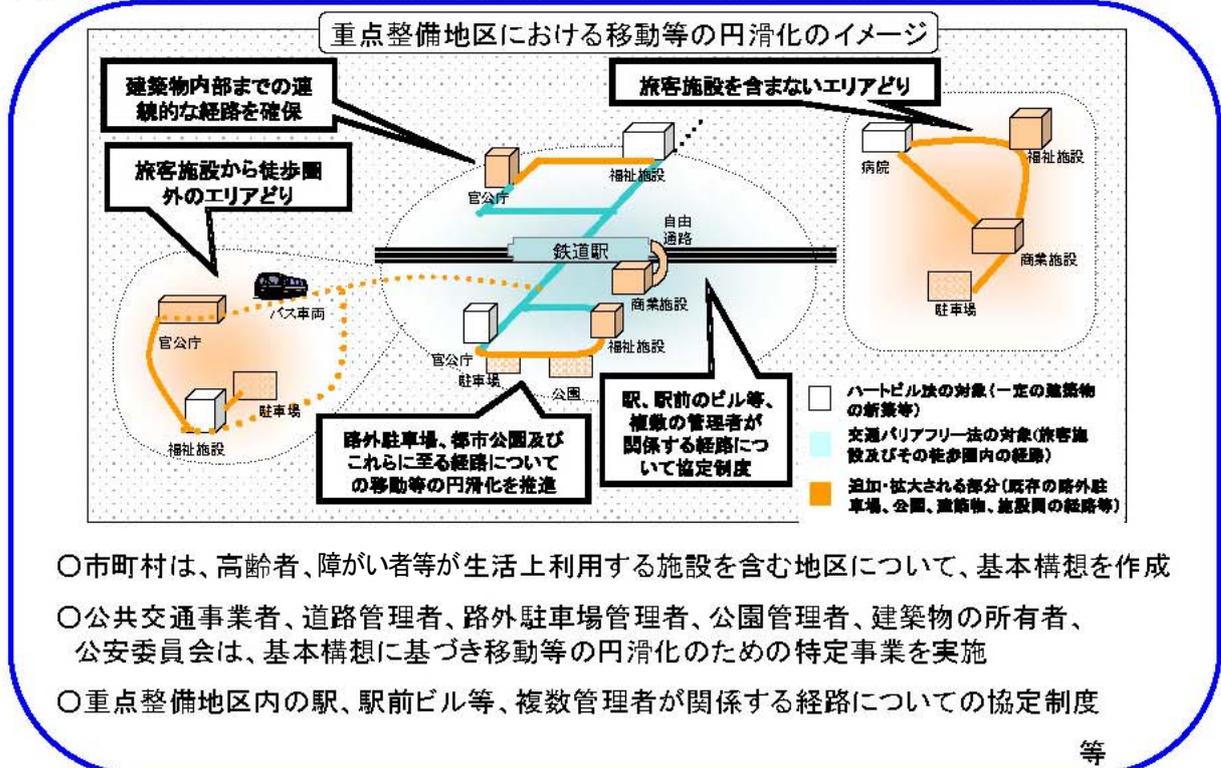


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

※国土交通省ホームページ参照:http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

1.4.2 バリアフリー新法に基づく基本構想の策定内容について

(1) 基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- ・ 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る
- ・ パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ(継続的・段階的な改善)

- ・ 基本構想を作成することをゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める

③ 心のバリアフリー

- ・ バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み(心のバリアフリー)
- ・ 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業(バリアフリー教室など)の実施や基本構想への位置づけ など

(2) 基本構想作成の効果

- ◆旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる(予算確保を含む)
- ◆高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握につながる
- ◆住民への意識啓発につながる
- ◆事業者間の相互理解や連携が進む など

(3) 基本構想の内容

1) 全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

2) 基本構想に明示すべき事項について

1:重点整備地区における移動円滑化の基本方針

(基本構想の位置づけ、構想の期間、基本構想を作成する背景・理由、重点整備地区の特徴)

2:重点整備地区の位置・区域

3:生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

(事業の可否ではなく、実態に即して客観的に選定する。事業実施の有無にかかわらずネットワークのあり方を決定する。)

4:実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

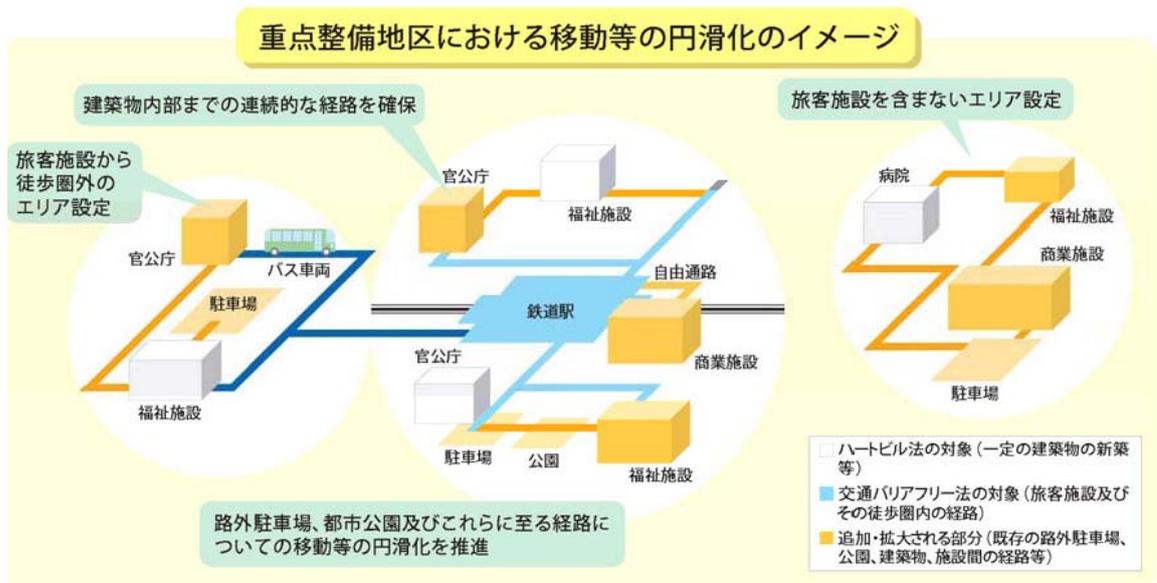
(生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類ごとに概ねの事業内容(対象施設・整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期 等)を記載)

5:①4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

②自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(ソフト施策(心のバリアフリー、情報提供、マナーの向上)、交通手段の充実(バス路線充実、コミュニティバス、介護タクシー等高齢者・障がい者等の重点整備地区への移動等の利便性、安全性を高める取り組み)、地域特性に応じた施策、基本構想作成後の実施状況の把握方法等 など)



【重点整備地区の設定について】

重点整備地区の要件等は、バリアフリー新法第 2 条第 21 号と基本方針の三の2において、以下のように定められています。

1:生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われている地区

原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あること。400ha 未満。

2:生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

3:バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

4:境界の設定等

町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める。

重点整備地区の区域が市町村を越える場合には、隣接市町村との共同により基本構想を作成する必要がある。

【基本方針に定められる重点整備地区の要件】

<配置要件>

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第 2 条第 1 項第 21 号イ）

- 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満
- 生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在すること
- これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること 等

<課題要件>

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第 2 条第 1 項第 21 号ロ）

- 高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- 土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性
- 想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区 等

<効果要件>

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第 2 条第 1 項第 21 号ハ）

- 勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進（交流と社会参加、消費生活の場、勤労の場の提供）
- 各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性 等

【生活関連施設・生活関連経路の設定について】

生活関連施設は、生活関連経路を特定するために必要であり、基本構想において、どの施設を生活関連施設と位置づけるかは大変重要です。

生活関連施設・生活関連経路の設定では、市町村が利用状況など地域の実情を勘案して選定することが必要です。また、アンケート、ヒアリング、ワークショップなど、住民参加を交えながら選定する事例も見られます。

【生活関連施設】

相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

なお、特定事業の実施は義務づけられていません。

【生活関連経路】

生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性などに配慮する必要があります。

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡動線をネットワークして確保することが望まれます。

生活関連施設・生活関連経路の設定は、「常に多数の人が訪れる施設・利用する経路を選定する」、「高齢者、障がい者等が常時利用する施設を選定する」、「生活関連施設相互のネットワークを確保する」といったことを勘案することが考えられます。

※注意点※

- ・事業の実施の可否により生活関連施設・生活関連経路の選定を判断しないこと
- ・既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置づけること

2 移動環境に関する葛城市の概況と課題

2.1 葛城市の概況

(1) 概況

葛城市は、奈良盆地の南西部、奈良県の北西部に位置し、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市の各市と、西は金剛生駒紀泉国定公園をはさんで大阪府南河内郡太子町などと隣接しています。その広がり、東西 7.7km、南北 8.6km、面積 33.73k m² となっています。

葛城市は、平成16年(2004年)10月に旧新庄町と旧當麻町が合併して新しく生まれたまちです。旧新庄町は、古代から葛城の中心として発展してきた地域で、葛城県(あがた)〈大王家(だいおうけ)直軸地〉が町内にあったことからわかります。また、中世には有力武士・布施氏の根拠地であり、江戸時代には新庄藩の政庁所在地として栄えました。

一方、旧當麻町も古代より大和国と河内国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた地で、このことは「日本書紀」に、竹内街道が推古天皇の時代に飛鳥と浪速津(なにわつ)を結ぶ官道第1号として設けられたことが記されていることからわかります。中世には荘園、江戸期には天領の村でもありました。

(2) 交通環境

葛城市には、近鉄南大阪線・御所線、JR 和歌山線が通り、7つの駅があります。このうち、特急停車駅である尺土駅は、大阪(阿部野橋)方面と約30分で結ばれています。

道路については、広域道路網の背骨となる南阪奈道路があり、大阪方面や関西国際空港方面などと直結しています。また、南阪奈道路と接続する国道165号大和高田バイパスをはじめ、国道24号、同166号、同168号、県道御所香芝線などがあり、都市の骨格となる道路網が形成されています。

一方、駅前広場の無い駅、駅へのアクセス道路が狭小となっているところも多く、道路交通と駅との連携が不十分な状況にあります。また、幹線道路の整備が十分でないため、生活に身近な道路に通過交通が流入するなど、歩行環境の課題も見られます。



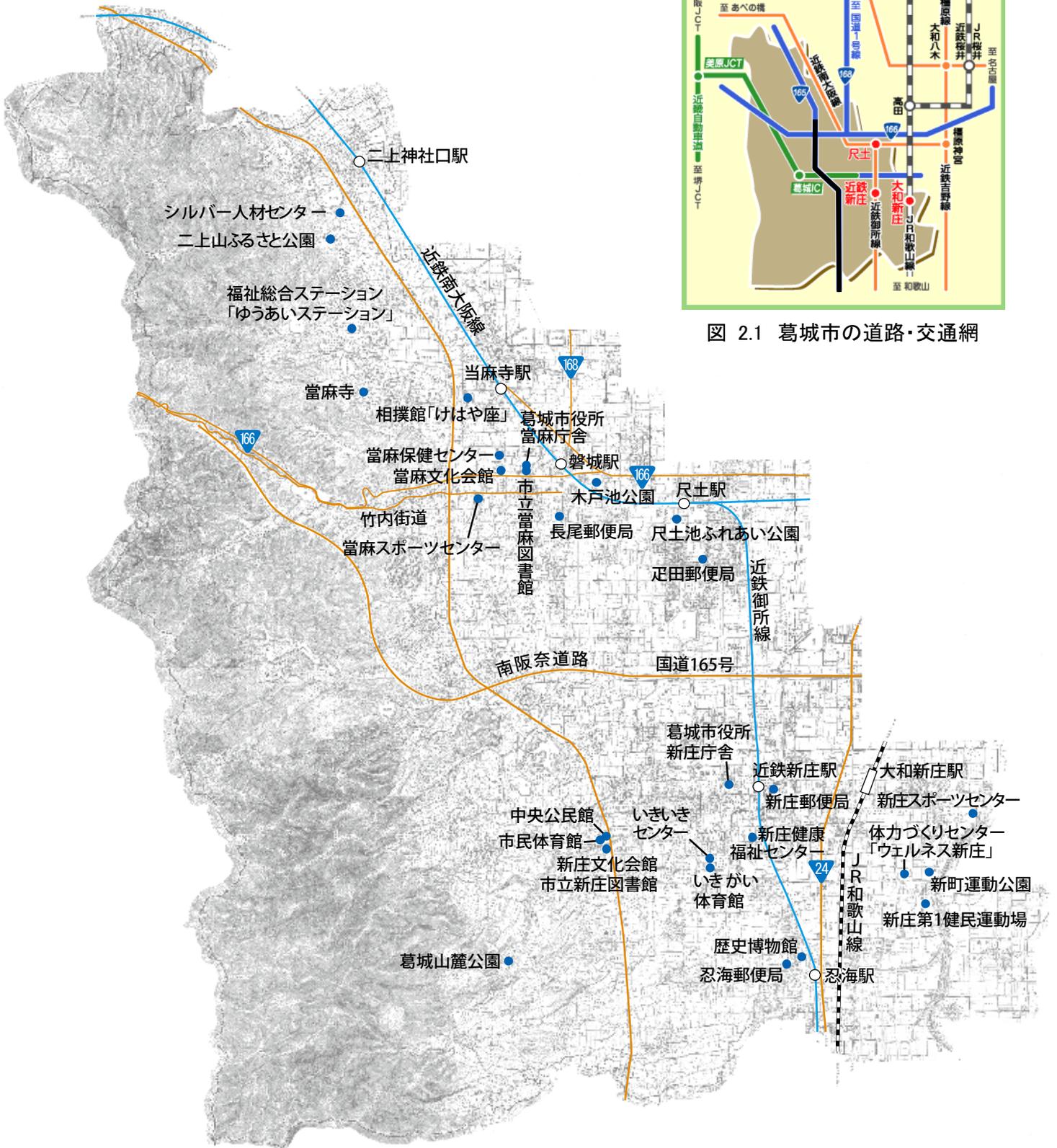


図 2.1 葛城市の道路・交通網

図 2.2 葛城市の概況

(3) 人口動向

葛城市の人口は、微増の傾向にありましたが、近年ほぼ横ばいになっています。全国的な傾向と同様、今後は人口が減少に転じると予測されます。

また、老年人口(65歳以上)の割合は、近年大きく増加しており、平成17年(2005年)では約2割(18.7%)となっています。後期高齢者(75歳以上)の割合も同様に増加しており、平成17年(2005年)では約1割(8.5%)となっています。

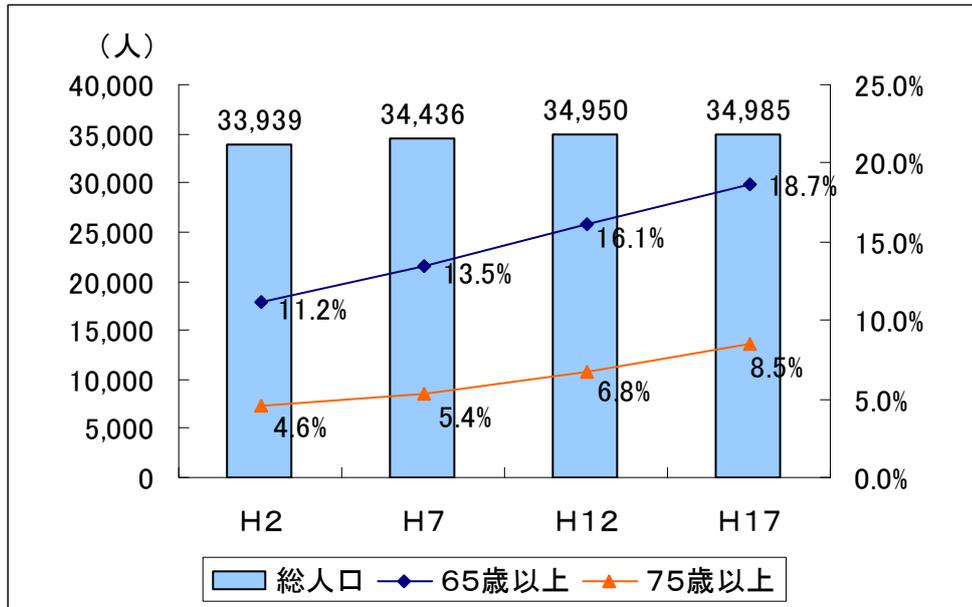


図 2.3 人口及び高齢者割合の推移(葛城市)

出典：国勢調査

※将来人口予測(国立社会保障・人口問題研究所公表値)

- 平成32年(2020年): 35,320人
- 平成37年(2025年): 34,820人

出典：葛城市総合計画

(4) 障がい者数

身体障害者手帳所持者数は、近年増加してきています。種別でみると、肢体不自由者の数が過半数を占めています。

療育手帳所持者数(知的障がい者)、精神障害者福祉手帳所持者数についても同様に、近年増加してきています。

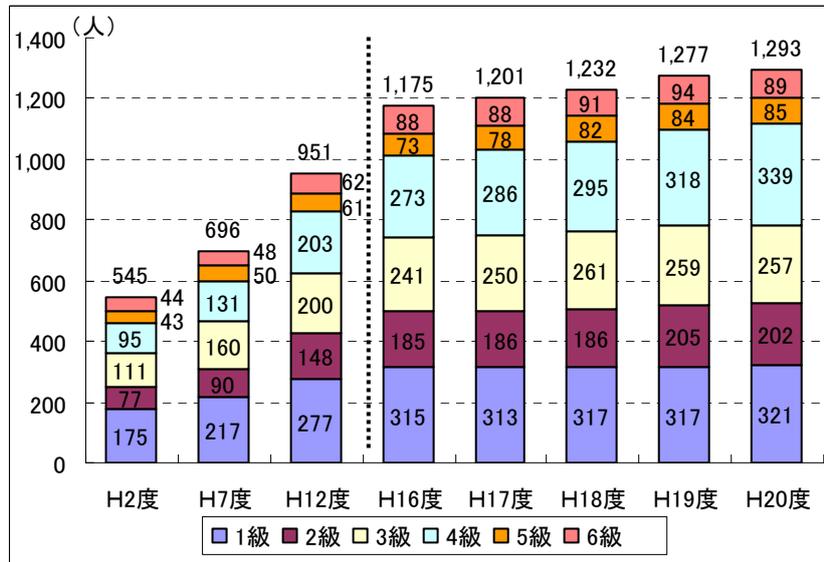


図 2.4 身体障害者手帳所持者数(等級別)

出典：葛城市資料

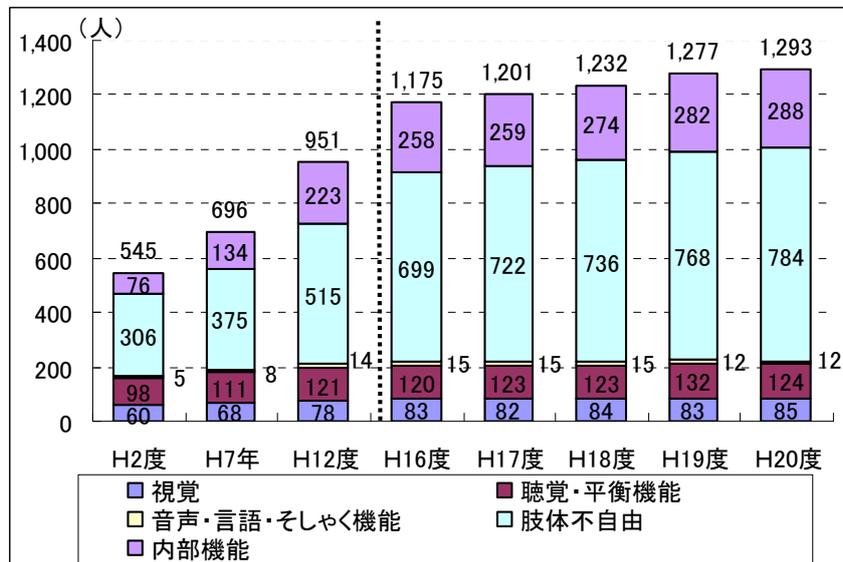


図 2.5 身体障害者手帳所持者数(種別)

出典：葛城市資料

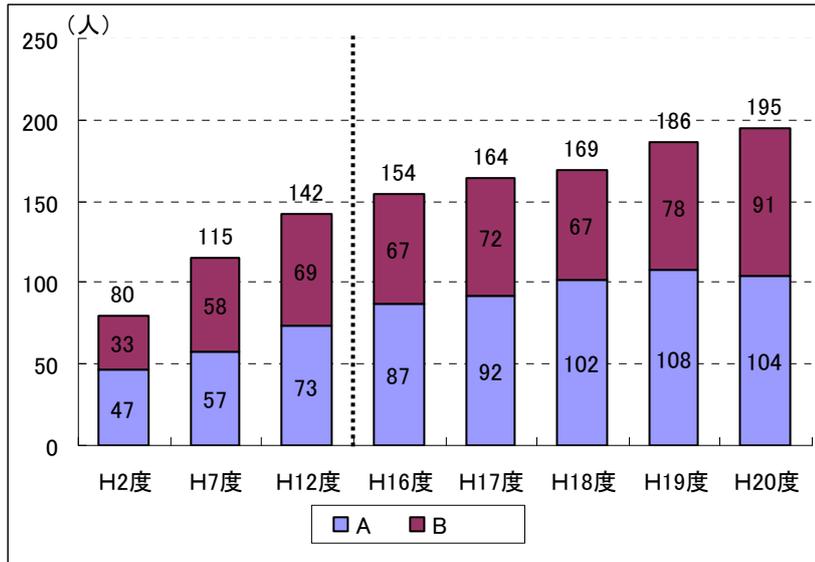


図 2.6 療育手帳所持者数(等級別)

出典：葛城市資料

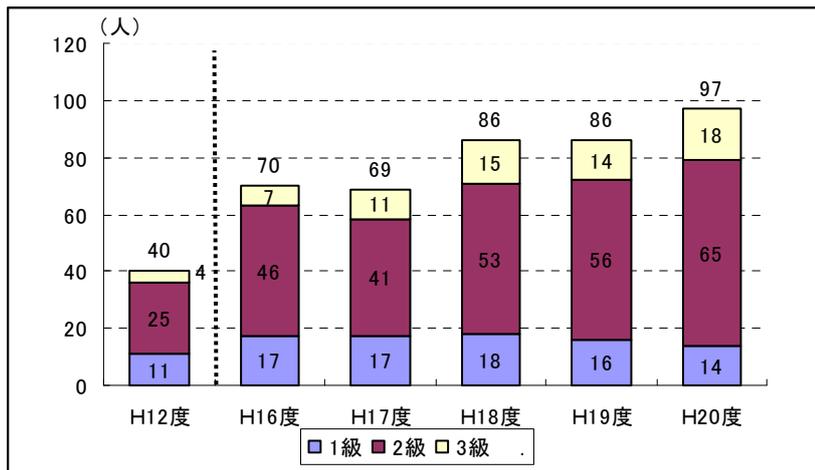


図 2.7 精神障害者福祉手帳所持者数(等級別)

出典：葛城市資料

2.2 移動環境に関する現況

(1) 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

葛城市内の鉄道駅及び周辺施設(半径 500m圏の主要施設)の分布状況を以下に示します。

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	乗換客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	待合所	半径500m圏の主要施設
				ラッチ※2外	ラッチ内			
やまとしんじょう 大和新庄	769 ※1	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	段差無し	車いす等無 (男女共用)	○	—

近畿日本鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	乗換客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	待合所	半径500m圏の主要施設
				ラッチ外	ラッチ内			
にじょうじんじやくち 二上神社口	969	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	×	—
たいまでら 当麻寺	1,485	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	○	農村広場(グラウンド)
いわき 磐城	1,437	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	○	市役所(當麻庁舎)、公民館、 図書館、文化会館、保健セン ター、農村広場、木戸池公園
しゃくど 尺土	4,725	9,733 ※1	橋上改札 地上ホーム	車いす対応 エスカレーター	車いす対応 エスカレーター	車いす 乳児用ベッド	○	尺土池ふれあい公園
きんてつしんじょう 近鉄新庄	2,580	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	スロープ	車いす	×	市役所(新庄庁舎)、新庄健康 福祉センター
おしみ 忍海	2,056	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	段差なし	車いす等無	○	歴史博物館

は、バリアフリー上の課題を有する主要な設備

乗降客数は、H20年11月18日:近畿日本鉄道株式会社調べ

※1 H20都市交通年報(データは平成18年度)より

※2 ラッチ=改札

尺土駅は、葛城市の中で唯一乗降客数約5千人/日となっており、乗換客数は約1万人に及んでいます。

橋上駅(橋上改札・地上ホーム)である尺土駅は、車いす対応のエスカレーターは設置されていますが、エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題を有しています。

また、鉄道駅周辺の施設状況を見ると、磐城駅周辺において、主要施設が多く立地しています。

3 上位・関連計画

3.1 上位・関連計画の整理

葛城市の上位・関連計画と整合を図るため、下記、上位・関連計画から移動環境等に関するキーワード・文言を整理します。

- ① 葛城市総合計画
- ② 葛城市都市計画マスタープラン
- ③ 福祉関連計画
(葛城市高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画、葛城市次世代育成支援行動計画、葛城市障がい者計画、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例)

※整理した文言について、上記①～③のうち、どの上位・関連計画を参照したのかがわかるように、()で注釈しています。

上位・関連計画のまとめ

将来像・理念	<p>【市の全体に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キーワード:歴史／自然／爽快／快適／機能的都市空間 等 <p>【福祉等に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キーワード:住み続けられる／笑顔／一人ひとりが暮らしやすい 等
地区の位置づけ等	<p>【駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の交通利便性を活かした多様な都市機能の充実(商業・サービス機能等) (①、②) <p>【市街地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な市街地の形成、良好な都市機能の保全・形成(①、②) ・ 自然と調和した快適な居住環境の維持・向上(①) <p>【軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市骨格軸:国道や主な県道など、隣接自治体とを結び、市内各地区への主なアクセスを担う幹線道路(①) ・ 生活文化軸:都市骨格軸を補完する路線。通過交通を抑制し、日常生活に密着した機能の誘導により、快適性・シンボル性の高い、美しい生活環境を創造。市民が安心して自由に活動できる環境を高める(①) ・ 古道と緑のレクリエーション軸:山麓部の古道や歴史遺産、水辺、緑をネットワークする軸。市民や来訪者が気軽に歴史遺産や水や緑に親しめる環境を高める(①)等

<p>バリアフリー 化等に関する 記述</p>	<p>【駅及び駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性と拠点性を高める(尺土駅、JR 大和新庄駅周辺)(①、②) ・ 鉄道の玄関口としての尺土駅前における駅前広場の整備(重点地区)(①、②) <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路の計画的かつ効率的な整備(②) ・ 市街地や集落地における生活道路となる主要な市道の改良等(②) ・ 道路体系の整っていない集落地を中心に、順次、生活道路の整備の推進、狭あい道路の解消(②) ・ 生態系に配慮した登山道、ハイキング道の整備(②) ・ 市街地内における歩道等の整備、歩行者系道路のネットワーク化による、安全で快適な歩行空間の確保(②) ・ 水辺を活用したサイクリングコース、遊歩道の整備(②) ・ 幹線道路等の整備や改良等における歩道の整備、充実(②) ・ 公共公益施設等の利便性向上のための、駐車場・駐輪場の確保(②) <p>【公共交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共バスの利用しやすい運行形態への改善(①、②) 等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が暮らしやすい環境の整備(①、③) ・ 子どもの安全確保(③) ・ 社会貢献の機会づくり(①) 等
---------------------------------	--

4 歩行点検調査(TW)・団体ヒアリング調査のまとめ

4.1 調査概要

葛城市バリアフリー基本構想策定に向け、主に当事者の方々から尺土駅及び磐城駅周辺(重点整備地区)及び葛城市全般における現状の課題、要望等を、当事者の視点から把握するために、ヒアリング調査を実施しました。また、尺土駅及び磐城駅周辺における現状の課題や要望等を、利用者の視点から把握するために、歩行点検調査を実施しました。

【ヒアリング調査】

●ヒアリング対象者および日程

- ・ 葛城市PTA協議会:平成 21 年(2009 年)10 月 5 日
- ・ 寿連合会(高齢者):平成 21 年(2009 年)10 月 5 日
- ・ 手をつなぐ育成会(知的障がい):平成 21 年(2009 年)10 月 6 日
- ・ 五月会(精神障がい):平成 21 年(2009 年)10 月 6 日
- ・ 身体障害者会(下肢・視覚障がい):平成 21 年(2009 年)10 月 7 日
- ・ 手話サークル友情(聴覚障がい):平成 21 年(2009 年)10 月 23 日

●調査概要

ヒアリングシート(質問票)及び図面(白図)を用い、バリアフリー課題や要望等についてヒアリングを行いました。

【歩行点検調査(タウンウォッチング(TW))】

●調査参加者

- 対 象 者:障がい者(視覚障がい者、聴覚障がい者、下肢障がい者等)や高齢者の方等
- オブザーバー:道路管理者、交通管理者、事業者、施設管理者等(原則委員会委員の所属先)

●調査日

平成 21 年 10 月 9 日(金)

※平成 21 年 10 月 7 日(水)は、視覚障がい者のみ実施(尺土駅の調査)

●調査概要

(1)調査方法

- ・ 協議会の委員をはじめとした地域の方、当事者の方々に、2 班に分かれて尺土駅および周辺地域、磐城駅および周辺地域を歩いていただきました。
- ・ 簡単なチェックシートに記録しながら、バリアフリー上の課題を抽出しました。
- ・ 現地を歩いた後、意見交換会を開催し、とりまとめを行いました。

●意見交換会について

【進め方】

- ・ 大図(模造紙)を用意し、これを机の中央に配し、特に気付いた点、問題点などについて、参加者が取り囲む形で、意見交換を行いました。
- ・ 班ごとにとりまとめ、内容を班ごとに発表を行って全体で課題等を確認しました。

尺土駅



尺土駅周辺



磐城駅



磐城駅周辺



【歩行点検調査(TW)の様子】

4.2 道路(歩道、交差点、信号など)について

(1) 歩道・自転車道等歩行空間の必要性・安全性の確保について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○子どもの通学路について考えている。バリアフリー化で危険が生じることにならないように(尺土駅南側道路整備で車の通行が多くなって危険とならないか)。	●	●						
○尺土駅近くの踏み切り周辺道路は、大型車・トラックが通学時間に多い。	●	●						
○国道 166 号、三つ池側(北側)の歩道はほとんど使用しない。南側は歩道が無いのに歩行者は多い。		●	●					
○知的障がいにもレベルがある。自転車で活動する人も活動範囲が限られる人もいる。 ○自転車の利用が危険			●	●				
○尺土駅南側は、対面通行であり、送迎で乗降り渋滞がおこっている。特に雨の日はひどい。	●	●	●	●		●	●	
○踏切りに歩道が確保されていない。	●	●			●			
○側溝にグレーチングやガードレールがないところは危険。グレーチングの隙間が大きい。	●						●	
○国道 166 号の交差点に歩行者のたまりスペースがない。	●							●
○歩道がつながっていないので、わざわざ遠回りしなくてはならない。	●	●						●
○尺土駅北側一帯は道も狭く、(後ろから車が来てもわからない)聴覚障がい者だけでなく車いすも危険。								●

[TW]: 歩行点検調査、[P]: 葛城市 PTA 協議会、[寿]: 寿連合会(高齢者)、[知]: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、[精]: 五月会(精神障がい)、[肢]: 身体障がい者会(下肢障がい)、[視]: 身体障がい者会(視覚障がい)、[聴]: 聴覚障がい

(2) その他道路・交通環境(歩道以外)について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○尺土駅周辺は住宅地で、道が狭くて消防車も通れない。葛城市発展には尺土駅周辺整備が不可決。(尺土駅の北側が銀行やバス停に近い。)			●					●
○尺土駅の地下道、昔は人の行き来が多かったが今は車が多い(暗い・危険)。	●	●		●				

[TW]: 歩行点検調査、[P]: 葛城市 PTA 協議会、[寿]: 寿連合会(高齢者)、[知]: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、[精]: 五月会(精神障がい)、[肢]: 身体障がい者会(下肢障がい)、[視]: 身体障がい者会(視覚障がい)、[聴]: 聴覚障がい

(3) 段差・勾配について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○磐城駅から當麻庁舎に向かうには全体が坂道であり、北側は歩道が無い。南側は歩道が狭く、波うち歩道となっている(車いすは歩道の無い北側を通行)。	●		●		●	●	●	
○長尾～竹内にかけて、坂がきつく、歩道もない。車の交通量多く、スピードが早い。PTA ボランティアの巡視を行っている。	●	●						
○交差点・歩道の段差が大きい	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(4) 路面・舗装等の凹凸について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○路面のガタツキ、破損。(国道 166 号歩道 等)	●		●					●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(5) 視覚障害者誘導用ブロック上の障害物や動線について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○視覚障害者誘導用ブロックの上に看板、自転車、バイク、車を置く人がいる。							●	
○信号は視覚障害者誘導用ブロックがあれば大丈夫。雨が降ってもすべらないものがあるので、導入してほしい。							●	
○線状ブロック、点状ブロックを上手に設置してほしい。							●	

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(6) 路上の障害物について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○歩道上で荷物の出入れをやっている会社がある。			●		●	●		
○電柱の配置がバラバラ(路肩の外にあるもの内にあるもの)。歩道上に電柱がある。	●						●	
○路上に車がとまっている。							●	
○車のバックドア、荷台から突出している柱状のもの、電柱の立て看板は、杖にあたらないのでぶつかる。							●	

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(7) 道路の色や照明について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○車道が暗く、防犯上の問題がある。		●	●					

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(8) 交差点の信号・音響信号について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○白鳳中学校前の交差点に信号がない。 ^{りっしょう} 立哨していないので中学生は危ない。			●					
○音響信号がない。	●						●	
○青時間延長押しボタン信号がない。	●							
○當麻文化会館前の南北方向の青信号が短い。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.3 駅の状況や鉄道利用について

(1) 通路・垂直移動(エレベーター等の必要性)について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○尺土駅は駅の構内・構外でエレベーターが無い。	●	●	●	●	●	●	●	
○尺土駅はエスカレーターが昇りだけなので、降りもほしい。	●	●	●	●	●			
○磐城駅のホームへのスロープの勾配がきつい。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(2) 改札周辺の案内について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○磐城駅の精算機へは車いすで近づけない。	●							
○料金表の文字が小さい	●							
○路線図が上にあり見にくい。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(3) トイレについて

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○磐城、當麻寺駅には和式の便所しかない。當麻寺駅は観光客も多い。洋式化を要望する。						●		
○磐城には身障者トイレが無い。狭い。	●							
○トイレが使用中かどうかわからない。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(4) プラットホームについて

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○ホーム端部の視覚障害者誘導用ブロックはどちらが線路側かわからない。(磐城駅)	●							
○車両ドア位置への案内(視覚障害者誘導用ブロック)が無い。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(5) その他鉄道利用について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○磐城駅に北側の改札があればいい。北に住宅が増えてきた。			●					
○時間帯によっては無人になる。何か困ったときに助けがない。(聴覚障がい者は呼び出しのインターフォンが利用できない)	●		●				●	●
○事故での遅れなど、なぜ遅れているのかわからず不安になる。(放送ではわからない)								●
○尺土駅は、改札を入ったところに電車の案内がないのでホームまでいかなければならない。								●
○電車のアナウンスで「電車がまいります」だけ言う時がある。また、小さな駅では言わない。どこ行きか、各停か急行か言ってほしい。							●	
○階段の端部は、とくに夜は暗くて遠近感がなくなり危ない。目立つ目印(電飾板)をつけてほしい。							●	

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(6) 鉄道利用のマナーについて

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○近鉄は社員さんが親切になってきた。挨拶もしてくれる。駅もきれい。			●					

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.4 バス停やバス利用について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○バスはほとんど利用しない。18:00 最終で本数が少ない。悪循環になっている。		●	●					●
○横断歩道位置の問題で、バス停位置がバラバラ。		●						
○本数が少ない、施設利用の時間とのタイミングが合わないなどから利用しにくい。乗り継ぎを調べようにも解りにくい。				●	●			
○循環バスはありがたい。利用している。					●			
○ステップに目立つ目印をつけてほしい。							●	
○バスの運転手は行き先を言う人と言わない人がいる。言ってもらわないとわからない。							●	
○忍海のバスセンター(高田行)は乗り場が二つあって不便。行き先もしっかりはっきり示してほしい。案内だけでも充実させてほしい。							●	
○行きたい施設に行けない。								●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.5 タクシー利用について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○タクシー乗り場は、尺土駅から離れている(駅前に無い)ので気づかない人が多い。知らない人にはきびしい。待機所が無く、電話をして来てもらう。		●	●	●				
○介護タクシーは入院時利用したいができない。					●			
○福祉タクシー利用券 ^{※1} は、子どもが精神障がい者で付き添いが高齢というだけでは利用できない。					●			
○車道では呼びとめることができない。							●	
○福祉タクシー利用券が市町村によって異なる。財源が許すのならタクシー利用券の数を増やしてほしい。							●	
○手帳 ^{※2} をみせれば1割引きだが、用紙に記入しないと行けない。用紙には行き先を書かないといけませんが、用事がかわる時もある。見えないのに記入しろといわれて、トラブルになったことがある。手帳を見せるだけにしてほしい。 ^{※3}							●	
○磐城駅はタクシーの常駐はあるが尺土駅はないので呼べない。そのような場合は、お店の人か駅員にお願いしている。交番があれば交番に言う。								●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

※1 身体障がい者と知的障がい者のみ利用可

※2 身体障害者手帳と療育手帳 ※3 各手帳の提示のみで割引が適用されます。

4.6 建物利用(公共施設、商業施設など)について

(1) 通路・垂直移動について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○当麻庁舎のエレベーターがない。	●	●						
○視覚障害者誘導用ブロックが無い。	●							

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(2) その他施設(機能等)について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○駅周辺に障がいを持つ方でも行ける店、障がい者が働く店(パン屋など)、利便施設があればよい。				●				
○尺土駅周辺に交番があればいい。長尾連絡所(旧長尾駐在所)は高田警察署への直通電話だけ。		●	●					
○障がい者用として区別せず、子どもからお年寄りまで利用できるケアホームが、駅に近いところにほしい。				●				

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(3) その他施設(情報・心)について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○外食時に店の人が顔を知っていてくれて、薬の飲み水について声かけしてくれた。ただし、人によっては声をかけられることが悩みとなる場合もある。					●			
○銀行でお金の出し入れをする時に用紙に記入する必要がある。行員が書いてくれるところもあるが、視覚障がいの人にはどのように書かれたかわからないので、不正をされる事件もあった。信頼するしかない。							●	
○銀行で点字が使用できればよい。							●	
○スーパーでは値段、数量、鮮度などを判別できない。店舗で買い物を手伝ってもらいたい。							●	
○夜間などインターホンだけでは対応できない。(郵便・銀行)								●
○銀行等での番号札は呼ばれても聞こえない。								●
○役所(公共施設)に、簡単な手話でよいので、できる人が一人はいてくれればありがたい。制度として人材の確保できないか。								●
○大きな音はわかるが声と音の区別はできない、サイレンか何かかわからない、判断が遅れる。みてわかるもの(電光掲示など)があれば、火事等があっても、周りの人がなぜ走っているかすぐわかる。								●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.7 公園利用について(入口・園路など)

(1) 園路・垂直移動について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○公園には行かない。どこにどういものがあるかわからない。							●	

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(2) トイレについて

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○木戸池公園がちょっと暗い。明るかったら夜も利用する。トイレをもっと明るくしたほうが良い。		●						
○トイレが汚れている。				●				

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

(3) その他施設について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○学生がたむろすることで利用しにくくなる。青少年健全育成で巡視活動、声かけをしている。		●						
○家の近くに街区公園が少ない。								●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.8 (車を利用される場合) 駐車場利用について

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○意識(マナー)の問題が大きい。身障者用駐車スペースにとめないこと。		●						●
○尺土駅周辺には駐車場がない。有料駐車場もなく、一時利用ができない。			●					●
○木戸池公園に駐車場がない。			●					●

TW: 歩行点検調査、**P**: 葛城市 PTA 協議会、**寿**: 寿連合会(高齢者)、**知**: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、**精**: 五月会(精神障がい)、**肢**: 身体障がい者会(下肢障がい)、**視**: 身体障がい者会(視覚障がい)、**聴**: 聴覚障がい

4.9 その他、バリアフリー全般に係る要望等

コメント	TW	P	寿	知	精	肢	視	聴
○周りの一般の方の意識が問題。気持ちの問題も重要。		●						
○怪我をしている人などを助けようという意識が低い。(困っている人に対して)あたりまえに声をかけられる世の中であってほしい。		●						
○精神障がいと知的障がいの違いについて、施設職員さんに理解してもらうことは大切。				●				
○話す機会、対応の仕方を全ての方に学校教育などで指導することが大切。また、そういう障がいを持つ方を教育の場に招くことも大切。					●			
○障がい者福祉制度で、知的障がい、身体障がい、精神障がいは後となっている場合がある。3障がいがいっしょにできないのか？					●			
○お絵かきプログラムなどにより、工場に行く事で(作業があるときは)イキイキしている。					●			
○自分から話をする事は難しい。話かけられるのをまっている。					●			
○広報のお知らせなど音声でのサービスもあるが、遅い。聞いた時がイベントの当日ということがある。							●	
○携帯電話が普及したといっても公衆電話は残して欲しい。携帯を使わない人もいる。							●	
○案内板がないため観光地でもあるのに案内できない。スーパーや銀行などへの案内などもできない。								●
○みんながメモ(筆談用)を持ってくればありがたい。								●
○耳の聞こえない人が回りに居るという事を知ってもらう事、気づく事が大切。心の交流が一番。								●

[TW]: 歩行点検調査、[P]: 葛城市 PTA 協議会、[寿]: 寿連合会(高齢者)、[知]: 手をつなぐ育成会(知的障がい)、[精]: 五月会(精神障がい)、[肢]: 身体障がい者会(下肢障がい)、[視]: 身体障がい者会(視覚障がい)、[聴]: 聴覚障がい

5 バリアフリー化に向けた基本方針

市の概況

【人口等】

- ・ 人口減少社会の到来
- ・ 高齢化の進行
- ・ 障がい者(手帳交付者)の増加

【歩道等の概況】

- ・ 駅へのアクセス道路が狭小で駅前広場が無い駅も多く、道路交通と駅との連携が不十分な状況
- ・ 狭小な道路に通過交通が流入するなど、歩行環境の課題も見られる

【駅の概況】

- ・ 乗降客約5千人/日は尺土駅のみ
- ・ 尺土駅(橋上改札・地上ホーム)においてエレベーター未設置

上位・関連計画

【将来像・理念(キーワード)】

- ・ 市の全体に関する計画: 歴史/自然/爽快/快適/機能的都市空間 等
- ・ 福祉等に関する計画: 住み続けられる/笑顔/一人ひとりが暮らしやすい

【地区の位置づけ等】

- ・ 駅周辺: 鉄道駅の交通利便性を活かした多様な都市機能の充実(商業・サービス機能等)
- ・ 生活文化軸: 市民が安心して自由に活動できる環境を高める
- ・ 古道と緑のレクリエーション軸: 市民や来訪者が気軽に歴史遺産や水や緑に親しめる環境を高める

【バリアフリー化等に関する記述】

- ・ 駅及び駅周辺: 交通利便性と拠点性を高める(尺土駅、JR 大和新庄駅周辺)/鉄道の玄関口としての尺土駅前における駅前広場の整備(重点地区)
- ・ 道路: 道路体系の整っていない集落地を中心に、順次、生活道路の整備推進、狭あい道路の解消/市街地内における歩道等の整備、歩行者系道路のネットワーク化による、安全で快適な歩行空間の確保/公共公益施設等、駐車場・駐輪場の確保
- ・ 公共交通: 公共バスの利用しやすい運行形態への改善

市民の皆さんの意向等

- ・ 安全があって初めて次のステップとしてバリアフリーがある。
- ・ バスの乗り継ぎなど、交通結節点としての機能強化が求められる。
- ・ 施設が整備された後の維持管理がなかなかうまくいってない。
- ・ 車両の電光掲示など、障がいの種別等に併せた工夫を望む。等

バリアフリー化に向けた基本理念

だれもが快適に、安全に安心して移動・活動できる葛城市

葛城市では、歴史・自然豊かな環境のもと、だれもが安全に安心して移動・活動することができ、住み続けたいような環境づくりをめざします。
また、葛城市を訪れる人も、快適に移動・活動することができ、その歴史や自然の魅力を感じ、にぎわいあふれるような環境づくりをめざします。

バリアフリー化に向けた基本方針

- ① ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの環境づくり
- ② 重点的・効果的に、できることから効果を顕在化させる環境づくり
- ③ 様々なバリアを取り除く環境づくり
- ④ みんなで取り組む環境づくり

① ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの環境づくり

ノーマライゼーションの理念に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境づくりを推進します。

推進にあたっては、単に施設の改修整備を行うのではなく、いつまでも快適に移動・活動できる環境であり続けることができるよう、維持管理の視点も重要視します。

- ※ ノーマライゼーション: 障がいのある人も無い人も、家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重しあいながら、ともに生活し、活動できる条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマル(普通)であるという理念
- ※ ユニバーサルデザイン: 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという考え方

② 重点的・効果的に、できることから効果を顕在化させる環境づくり

駅および駅周辺においては、電車やバス、タクシー等の利便性、安全な歩行者空間の確保など、たくさんの課題がみられます。しかし、狭い道路の多い葛城市においては、十分な歩道幅員の確保や段差の解消など、物理的なバリアを短期に解消することは困難です。

このため、歩行者の多い地区、まちの玄関口となる地区、公共交通の拠点(交通結節点)となる地区など、特に重要と考えられる地区を「重点整備地区」として定めるとともに、集中的・優先的な施策を見極め、効果的なバリアフリー化を実現します。また、市民の協力などのソフト対策を含めて、できることから取り組み、早期に効果が現れるような施策から取り組みます。

だれもが快適に、安全に安心して 移動・活動できる葛城市

③ 様々なバリアを取り除く環境づくり

移動・活動環境に関するバリアには段差などの物理的なバリアだけでなく、心理的なバリア、情報面でのバリアなど、さまざまな種類のバリアがあります。

心理的、情報面のバリアなど、多様な面におけるバリアを取り除き、すべての人が安全で快適に移動・活動できるよう、市民・事業者・行政等が連携しながら取り組みを推進します。

④ みんなで取り組む環境づくり

実態に即した移動・活動環境づくりに向け、計画策定段階から市民の皆さんの意見を取り入れながら推進していきます。また、広報・啓発活動を経ながら、市民・事業者等の理解を得つつ、効果的な取り組みを推進します。

また、葛城市庁内の様々な関係部局が一体となった推進体制のもと、国・県・市(葛城市及び周辺市町)及び関係事業者との連携・調整により計画を策定するとともに、その実現に向けて関係機関で協働して取り組んでいきます。

6 重点整備地区の設定

6.1 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

葛城市内の鉄道駅及び周辺施設(半径 500m 圏の主要な施設)の分布状況は以下の通りとなっています。

【鉄道駅及び周辺施設分布の状況(再掲)】

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	乗換客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	待合所	半径500m圏の主要な施設
				ラッチ※2外	ラッチ内			
やまとしんじょう 大和新庄	769 ※1	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	段差無し	車いす等無 (男女共用)	○	—

近畿日本鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	乗換客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	待合所	半径500m圏の主要施設
				ラッチ外	ラッチ内			
にじょうしんじやくち 二上神社口	969	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	×	—
たいまでら 当麻寺	1,485	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	○	農村広場(グラウンド)
いわき 磐城	1,437	—	地上改札 地上ホーム	段差無し	スロープ	車いす等無	○	市役所(當麻庁舎)、公民館、 図書館、文化会館、保健セン ター、農村広場、木戸池公園
しゃくど 尺土	4,725	9,733 ※1	橋上改札 地上ホーム	車いす対応 エスカレーター	車いす対応 エスカレーター	車いす 乳児用ベッド	○	尺土池ふれあい公園
きんてつしんじょう 近鉄新庄	2,580	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	スロープ	車いす	×	市役所(新庄庁舎)、新庄健康 福祉センター
おしみ 忍海	2,056	—	地上改札 地上ホーム	スロープ	段差なし	車いす等無	○	歴史博物館

は、バリアフリー上の課題を有する主要な設備

乗降客数は、H20年11月18日:近畿日本鉄道株式会社調べ

※1 H20都市交通年報(データは平成18年度)より

※2 ラッチ=改札

橋上改札・地上ホームの尺土駅は、葛城市の中で唯一乗降客数約5千人/日、乗換客数は約1万人/日に及んでいますが、エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題を有しています。

また、磐城駅周辺において、主要施設が多く立地しています。

6.2 市内の各地区の位置づけ

上位・関連計画では、駅周辺(駅前賑わい交流拠点)において、鉄道駅の交通利便性を活かし、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実を図るものとしています。また、尺土駅周辺は、鉄道の玄関口としての駅前広場の整備(重点地区)がうたわれています。

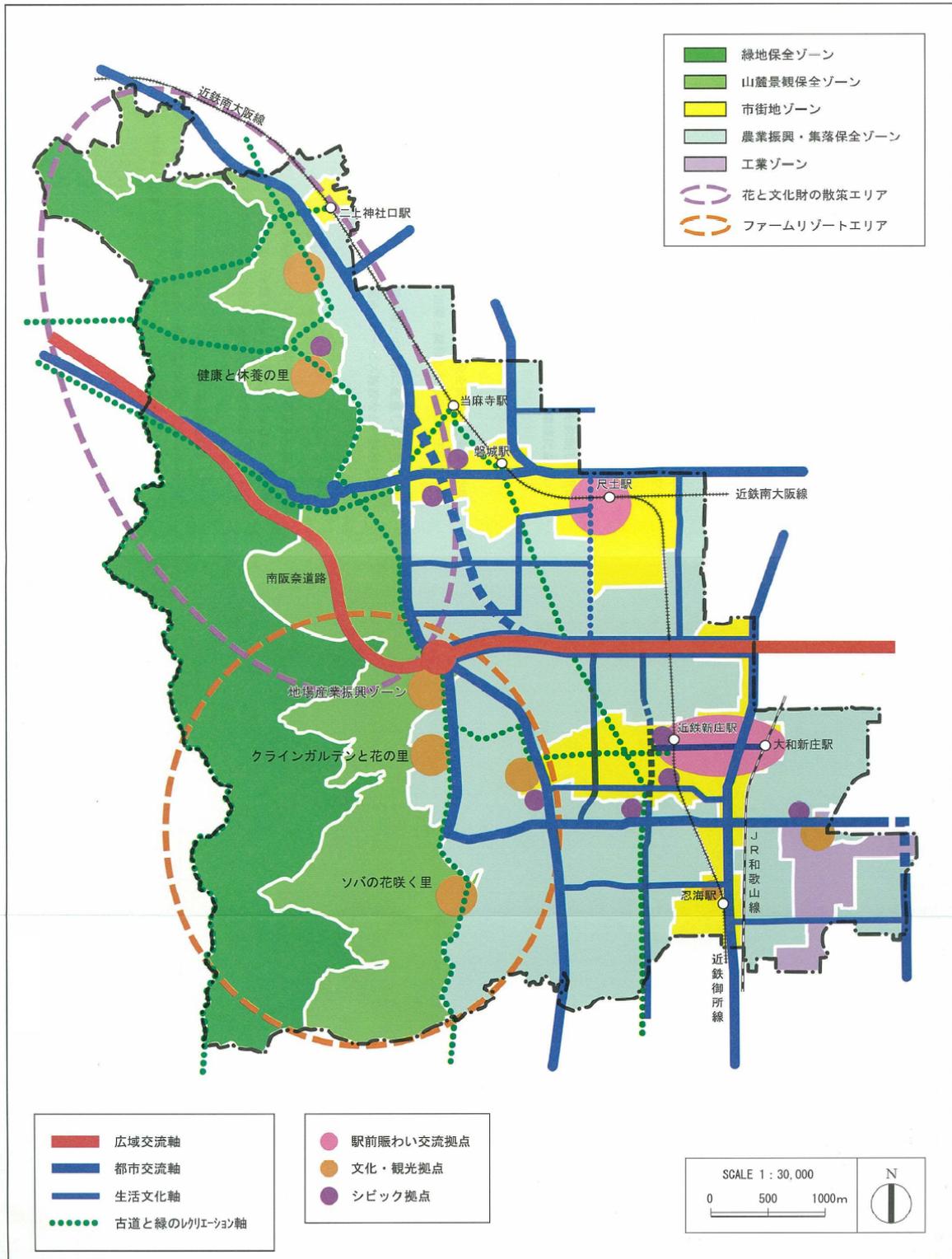
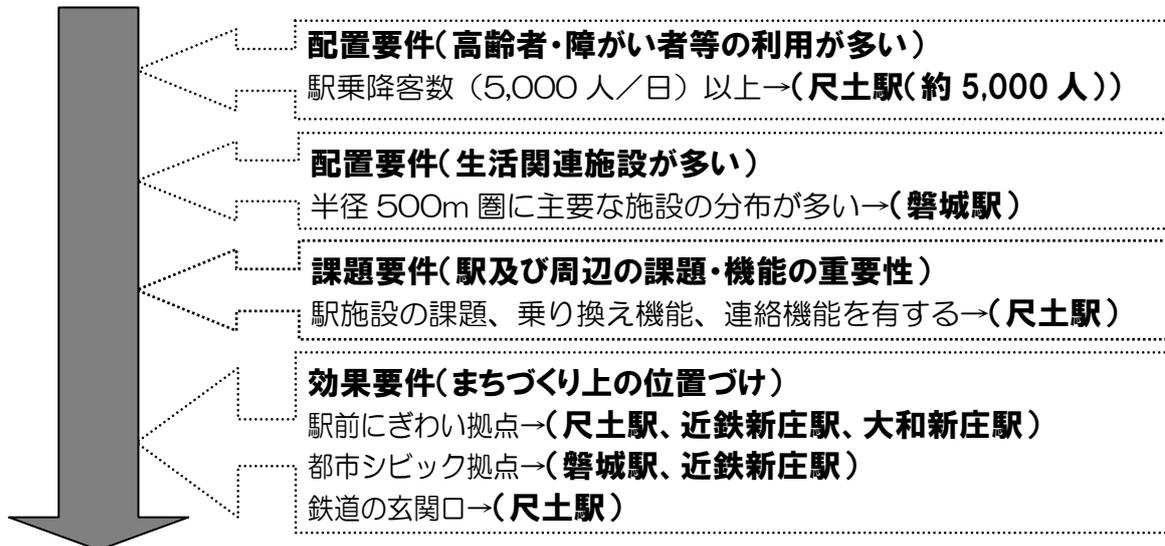


図 6.1 将来都市構造図(都市計画マスタープラン)

6.3 重点整備地区候補地区及び重点整備地区の選定

重点整備地区の選定の考え方

高齢者・障がい者等が円滑に移動するため、重点的・優先的に整備を行う地区

**重点整備地区の選定**

- ・尺土駅は、市内で唯一の乗降客数約5千人/日、乗り換え客数も約1万人/日を有する鉄道駅であるが、エレベーターが未整備となっている。
- ・尺土駅前には、鉄道の玄関口として位置づけられているが、駅前広場が未整備となっている。
- ・尺土駅に隣接する磐城駅周辺地区には、市役所(當麻庁舎)を始め、多くの公共施設が立地している。
- ・上位計画において、尺土駅から磐城駅周辺地区は、駅前賑わい交流拠点、シビック拠点、市街地ゾーンとして位置づけられている。
- ・要件すべてに当てはまる地区はないものの、尺土駅と磐城駅の2駅を含む地区で考えるとすべての要件を満たす。2駅間の距離は約1kmと近接しており、国道166号沿線の商業施設や公園等により一体的な市街地を形成している。

重点整備地区:最も重要度・優先度の高い地区

尺土駅・磐城駅周辺地区

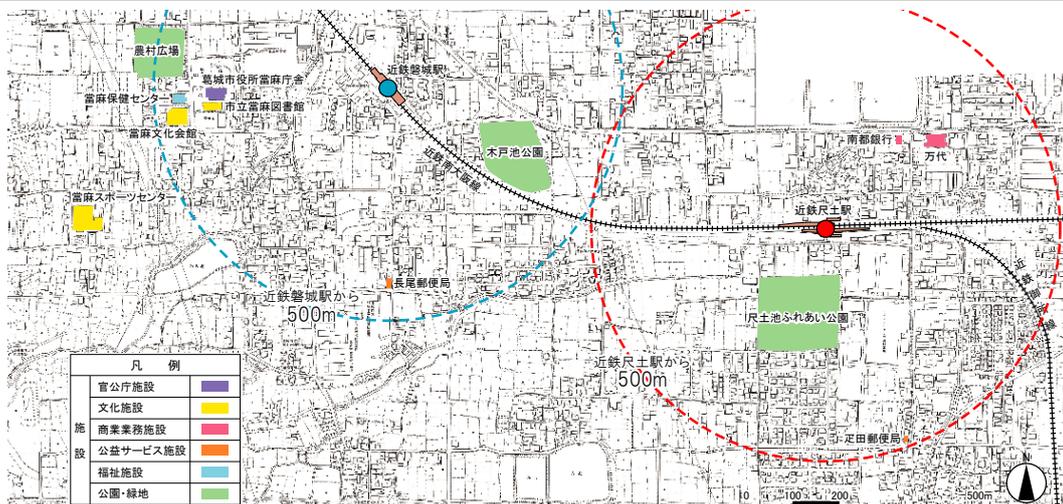


図 6.2 重点整備地区(尺土駅・磐城駅周辺)

6.4 重点整備地区のバリアフリーの課題

(1) 道路についての課題【歩道など】

○ 主要な道路であっても、歩道が無い、狭い、段差があるなどの課題が多くなっています。また、歩行者空間の確保、路面の修繕など、歩行環境の整備や歩車共存^{※1} できる道路整備等が求められています。

- ・ (尺土駅周辺) 家屋が密集していて、狭い(幅員が狭い)道路が多い。



- ・ (尺土駅周辺) 歩道が無い、途切れている歩道、歩道幅員の狭い箇所が多い。



- ・ 横断勾配が大きい、擦り付け段差があるなど、物理的なバリアが見られる。



- ・ マウントアップ^{※2} 歩道において、波うち歩道が見られる(車乗り入れ部など)。



(※1) 歩車共存: 自動車の交通量や速度を抑えることで、歩道と車道を物理的には明確に分離しないで歩行者と自動車が共存すること。

(※2) マウントアップ: 歩道の面と縁石天端(歩道と車道の境界にある縁石の上面)の高さが同一である歩道構造。歩道の路面が車道の路面より高くなる(20cm程度が多い)。

(2) 交通安全施設についての課題【信号、横断歩道、道路標識など】

- 主要な交差点等においても、多くの高齢者・障がい者等が利用する経路としては課題も多く、対策の充実が求められます。
- また、快適な歩行空間の確保に向けては、駐車・駐輪の取り締まり・規制や広報活動、啓発活動等の強化も求められます。
 - ・ 音響信号はほとんど設置されていない。

(3) 公共交通【鉄道駅、バス、タクシーなど】

- 鉄道駅(尺土駅、磐城駅)やその周辺には、物理的なバリアの存在や利便性の課題が見られます。鉄道やバス、タクシーは、公共交通として、すべての人が利用しやすい駅や車両、交通乗り換えやすさの強化およびバリアフリー化が求められています。
 - ・ 利用者(乗り換えを含む)の多い尺土駅では、エレベーターが設置されていない。
 - ・ トイレについてもオストメイト^{※1}対応が図られていない。

【尺土駅】



【磐城駅】



- ・ 尺土駅、磐城駅ともに駅前広場は整備されていない。特に尺土駅はバス、タクシーの乗り場が離れている。自家用車で駅のアクセス^{※2}も困難な状況にある。



(※1) オストメイト: 人工肛門保持者。また、人工膀胱(ぼうこう)保持者。

(※2) アクセス: 目的の敷地や建築物へ到着させること。

(4) 建築物・駐車場

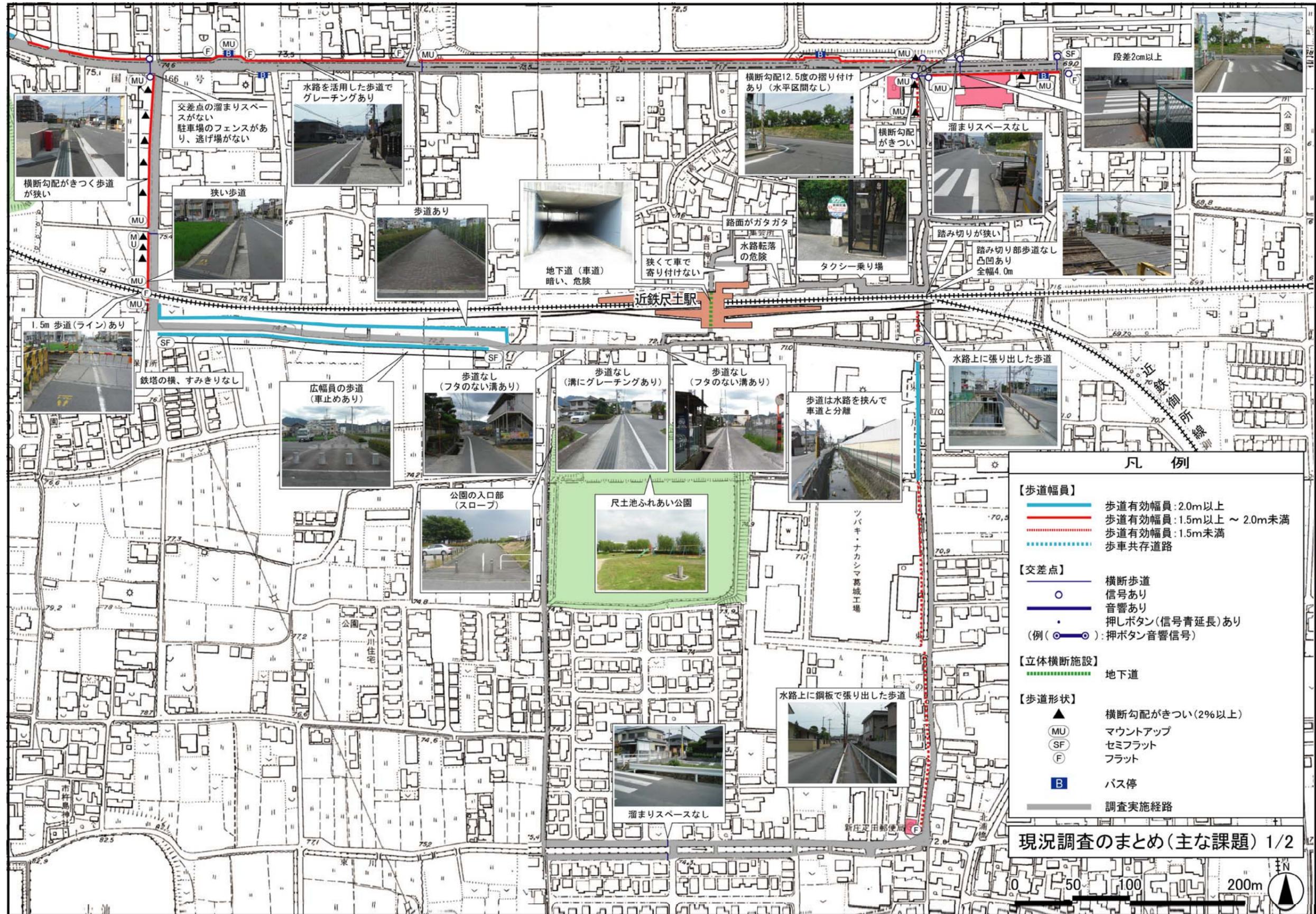
- 誰もが暮らしやすく、自立した社会を実現するためには、不特定かつ多数が利用する建築物についても、エレベーターやオストメイト対応を含めた障がい者トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など外部空間との連続性にも留意し、奈良県福祉のまちづくり条例に基づいた建築物のバリアフリー化が求められます。

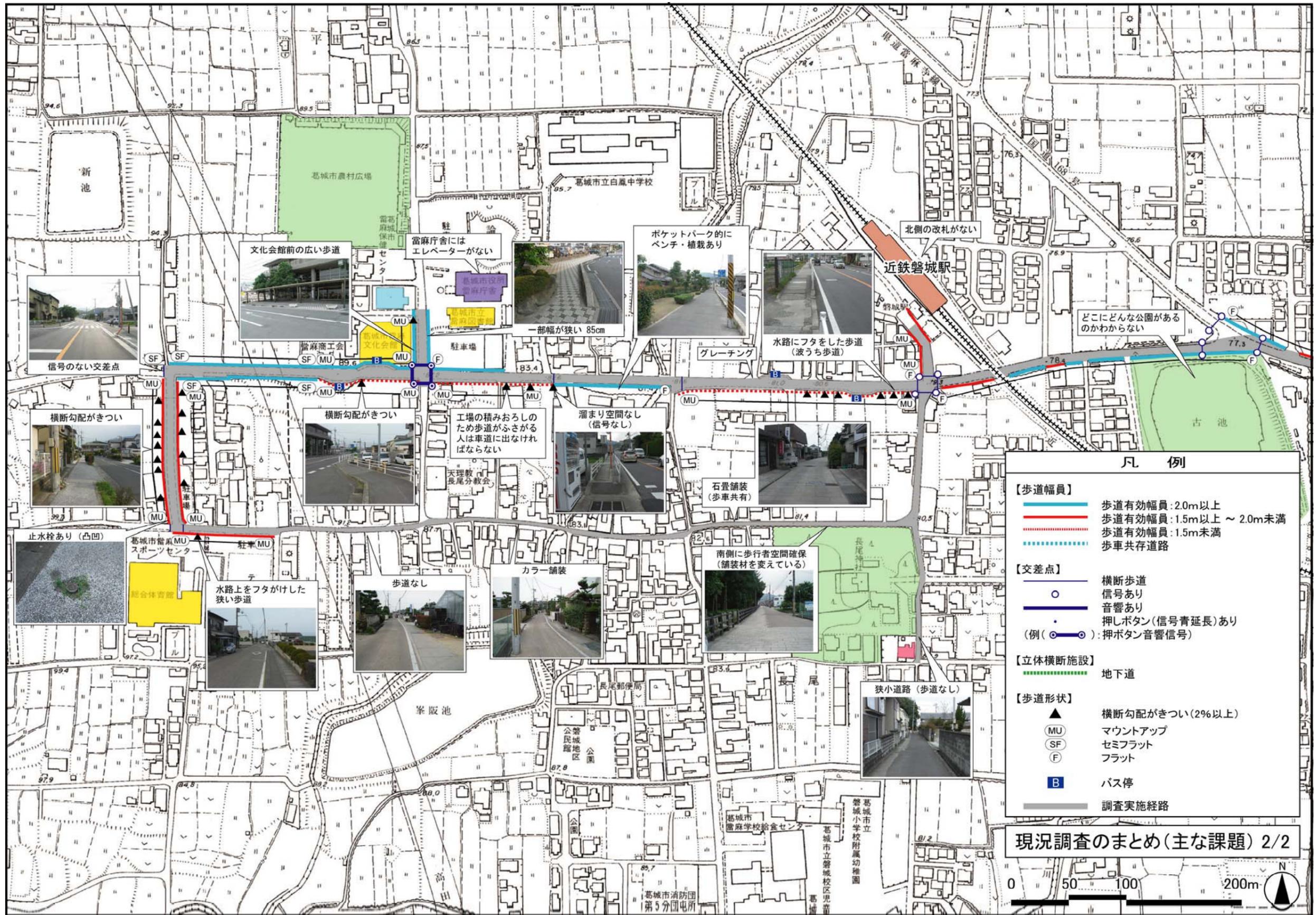
(5) 公園

- 全ての利用者が快適で安全な公園となるよう、公園についても利用者の視点に立った、各施設(トイレ、出入口、段差等)のバリアフリー化が求められます。

6.5 重点整備地区の歩道等の現状整理

現地調査および歩行点検調査による現状把握を実施しました。





6.6 重点整備地区の設定

6.6.1 重点整備地区の境界

重点整備地区は、旅客施設からの徒歩圏^{※1}といった視点を考慮しつつ、主要な施設(=生活関連施設)を含む範囲で、道路、河川、鉄道等の施設等によって明確に境界を定めました。

なお、本地区では、まちづくり・観光振興の観点から、観光資源である「竹内街道」についても、一定の範囲まで重点整備地区の範囲に含めました。

(※1) 徒歩圏: 概ね 500m~1000m程度

6.6.2 重点整備地区の範囲の設定

重点整備地区の範囲を以下の視点を考慮した上で設定します。

- 高齢者・障がい者等が利用する主要な施設を網羅する（ヒアリング等を踏まえ、生活関連施設の分布を検証）
- 利用頻度の高い経路を網羅する（ヒアリング、歩行点検調査等により、多くの歩行者の通行すると思われるルートを検証）
- 旅客施設からの徒歩圏（駅からの距離が概ね500～1000m程度）



7 生活関連施設、生活関連経路の設定

7.1 生活関連施設

(1) 生活関連施設の定義

本構想で対象とする生活関連施設(主要な施設)は、重点整備地区の徒歩圏に立地し、ヒアリング等を踏まえ、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設としました。

(2) 生活関連施設

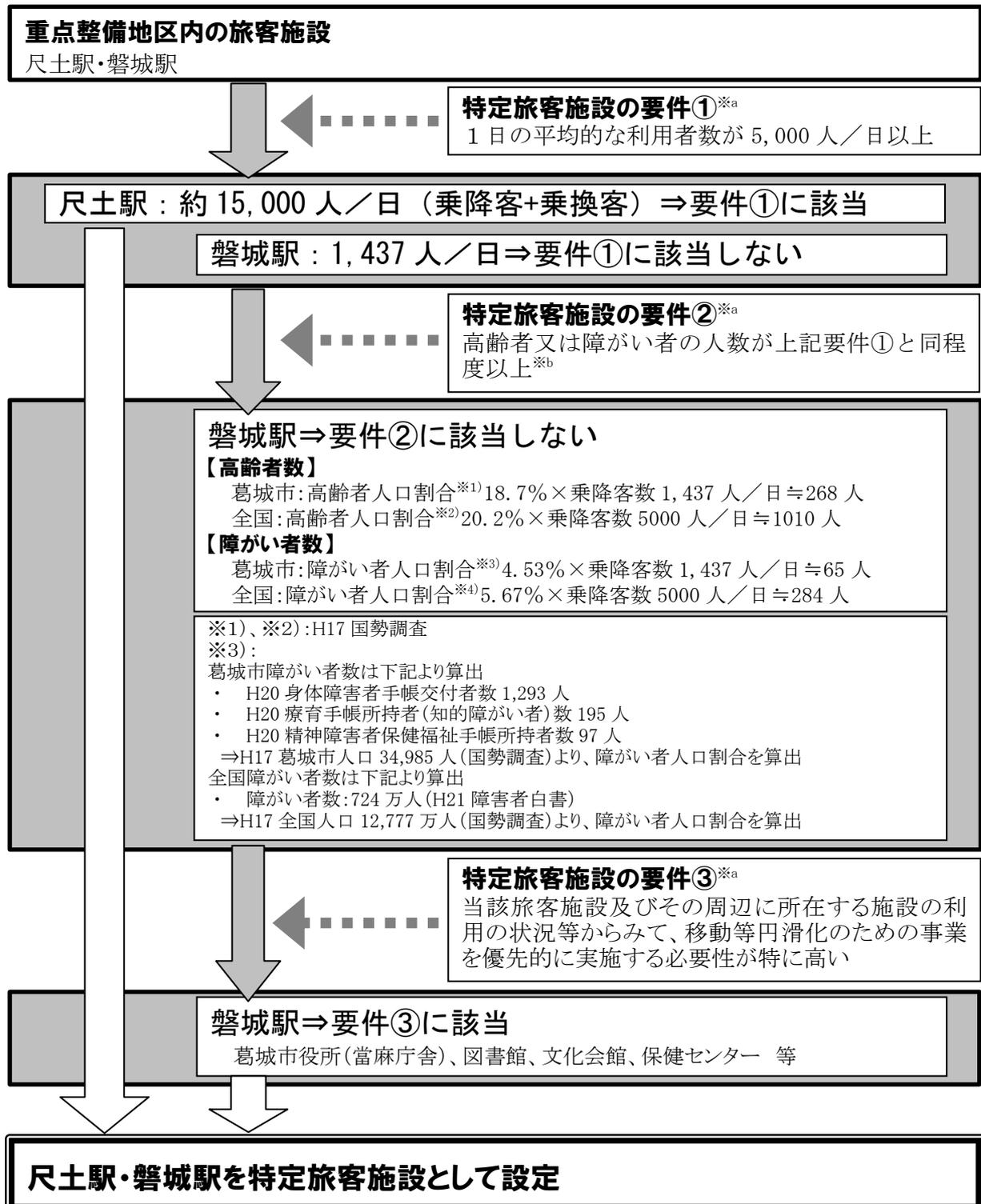
ヒアリング等を踏まえて、生活関連施設を下記のとおり設定します。

【生活関連施設】

区分	施設名	備考(摘要等)	
旅客施設	尺土駅	・1日の平均乗降客数が約 5,000 人/日	
	磐城駅	・周辺に生活関連施設が多く立地	
官公庁施設	葛城市役所(當麻庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって重要な施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用 	
文化施設	市立當麻図書館		
	當麻文化会館		
	當麻スポーツセンター(総合体育館)		
公益サービス施設	疋田郵便局		
	長尾郵便局		
医療・福祉施設	當麻保健センター		
商業業務施設	株式会社万代		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多くの方が利用する施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	南都銀行		
公園・緑地	尺土池ふれあい公園		
	木戸池公園		
	農村広場		

(3) 特定旅客施設の設定について

重点整備地区内の主要な旅客施設については、特定旅客施設として設定し、公共交通特定事業を策定していくものとします。



※a 特定旅客施設の3つの要件(いずれかに該当することが必要)：バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)施行令第一条による

※b (算定の考え方(同 施行令第一条による))

葛城市の高齢者・障がい者数(又は割合)を用いて国土交通省令・内閣府令・総務省令の定める算定方法により算定した当該旅客施設(磐城駅)を利用する高齢者又は障がい者の人数が、利用者数が5000人以上の旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数(全国の高齢者・障がい者人口割合から算定)以上であること。

7.2 生活関連経路

(1) 生活関連経路の定義

生活関連施設を結ぶ経路を、生活関連経路と位置づけ、重点的・優先的に移動円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指します。

なお、生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か(既に移動円滑化されているなど)によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

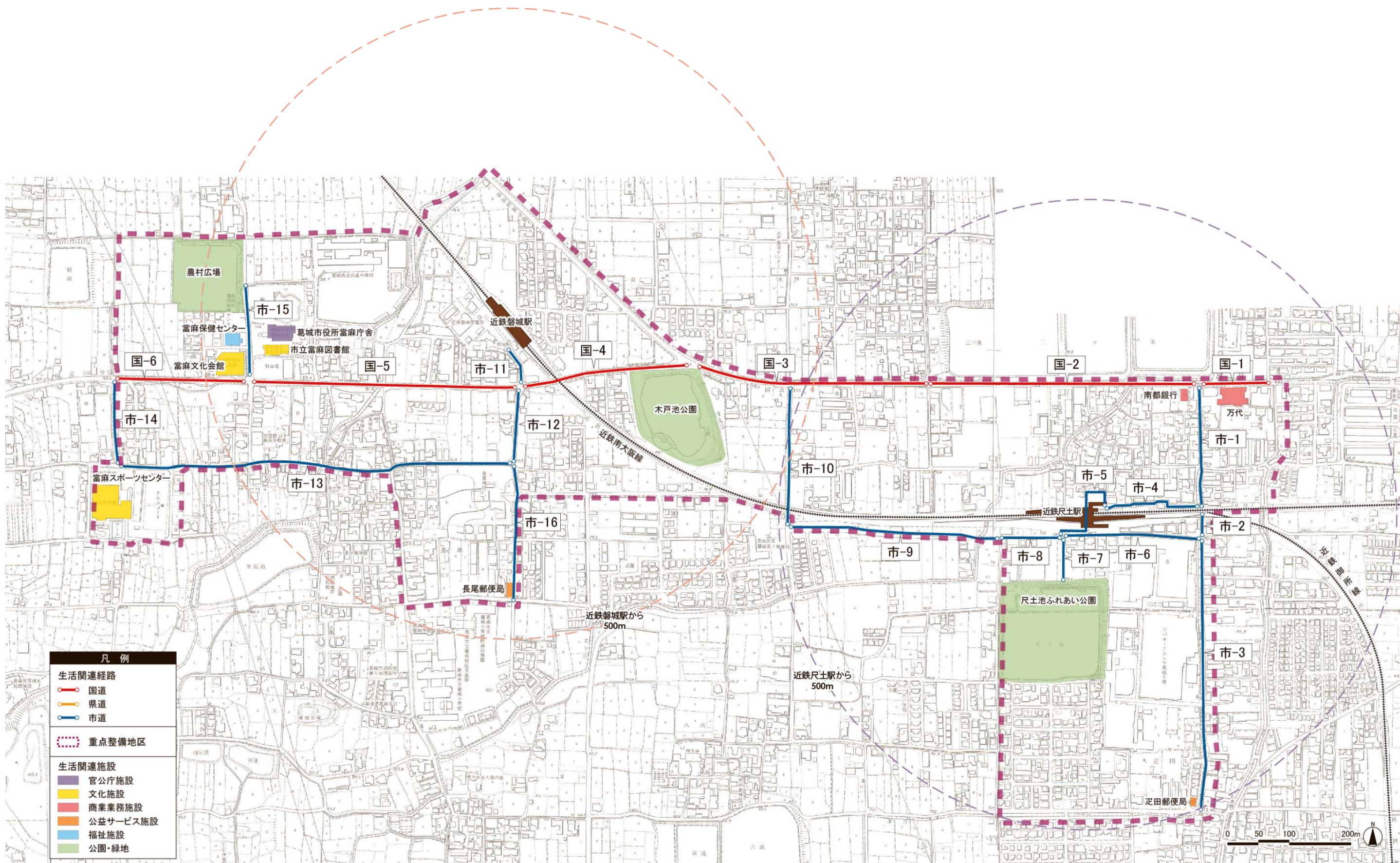
(2) 生活関連経路

本構想における生活関連経路は、生活関連施設の分布およびヒアリング等を参考に選定します。

【生活関連経路】

管理者 (事業者)	路線名称	区間	整理番号
県	国道 166 号	尺土東交差点～尺土交差点	国-1
		尺土交差点～三ツ池南西端前の交差点	国-2
		三ツ池南西端前の交差点～長尾交差点	国-3
		長尾交差点～磐城駅前交差点	国-4
		磐城駅前交差点～葛城市當麻庁舎前交差点	国-5
		葛城市當麻庁舎前交差点～体育館・當麻新池線との交差点	国-6
市	尺土・疋田線	尺土交差点～尺土 225-6 付近交差点	市-1
	尺土・疋田線	尺土 224 付近交差点～尺土 30-4 付近交差点	市-2
	新庄・疋田線	尺土 30-4 付近交差点～新庄疋田郵便局	市-3
	尺土駅前線	尺土 225-6 付近交差点～尺土 229 付近交差点	市-4
	尺土春日神社東線	尺土 229 付近交差点～尺土 10-2 付近交差点	市-5
	八川保育所・尺土線	尺土 30-4 付近交差点～尺土 10-2 付近交差点	市-6
	尺土春日神社東線	尺土 10-2 付近交差点～尺土池ふれあい公園	市-7
	八川保育所・尺土線	尺土 10-2 付近交差点～尺土 1 付近交差点	市-8
	八川保育所・尺土線	尺土 1 付近交差点～八川 152 付近交差点	市-9
	木戸・八川・大畑線	八川 152 付近交差点～国道 166 号との交差点	市-10
	磐城駅前線	磐城駅前～磐城駅前交差点	市-11
	竹内街道線	磐城駅前交差点～長尾神社前	市-12
	竹内街道線	長尾神社前～當麻スポーツセンター前	市-13
	体育館・當麻新池線	當麻スポーツセンター前～国道 166 号との交差点	市-14
	商工会館・役場線	葛城市當麻庁舎前交差点～農村広場前	市-15
	長尾神社・南今市線	長尾神社前～長尾郵便局前	市-16

【生活関連施設・生活関連経路】



8 重点整備地区の基本方針

8.1 地区の将来像

地区の特徴

- ・ 尺土駅は、近鉄南大阪線と御所線の結節駅であり、特急停車駅。乗降客数は約 5 千人／日、乗り換え客数も約 1 万人／日と、多くの方が利用する駅となっている。
- ・ 尺土駅に隣接する磐城駅周辺地区には、市役所（當麻庁舎）を始め、多くの公共施設が立地している。
- ・ 尺土駅周辺の交通結節点強化が検討されている。
- ・ 上位計画において、尺土駅から磐城駅周辺地区は、駅前賑わい交流拠点、シビック拠点、市街地ゾーンとして位置づけられている。
- ・ 2 駅間の距離は約 1km と近接しており、国道 166 号沿線の商業施設や公園等により一体的な市街地を形成している。

など

地区の主な課題

- ・ バリアフリー化のほか、安全対策に関する意見が多い。
- ・ 尺土駅の垂直移動（エレベーターの設置等）に関する意見が多い。
- ・ 狭小な幅員、マウントアップ等、ハード面での歩道の課題が多い。
- ・ バス、タクシー等公共交通の利便性に課題があり、利用が停滞している。

など



地区の将来像

だれもが集える、安全に移動・活動できる、葛城市の拠点地区

たくさんの利用者を有する尺土駅が位置し、市役所（當麻庁舎）を始め、複数の公共施設が立地する尺土駅・磐城駅周辺地区では、市内外から人が集い、まちの賑わいや交流が生まれ、都市的サービスが享受できるような移動・活動環境づくりをめざします。

地区の基本方針

- (1) 安全で円滑な歩行空間の形成
- (2) 利用しやすい公共交通サービス環境の形成
- (3) 市の拠点的な地区としての交流・賑わいの形成
- (4) 相互理解、共助のところで育む環境の形成

8.2 重点整備地区の基本方針

(1) 安全で円滑な歩行空間の形成

駅周辺の主要な道路は、生活道路としての機能を有しており、通学路としても利用されています。そのため、多くの車の流入があり、歩行者と自動車との錯綜といった問題が生じており、尺土駅や磐城駅周辺の歩行空間の安全性は危惧される状況にあります。

このため、歩行の安全を確保することを前提条件とした上で、バリアのない円滑な歩行空間づくりを目指します。

(2) 利用しやすい公共交通サービス環境の形成

尺土駅のエレベーター等の設置を多くの利用者が望んでいます。また、乗換駅、交通結節点としての機能強化が課題となっています。

また、公共交通サービスについては、バス等の便数減少等の影響から、利用者数が減少している状況にあり、今後の超高齢社会の到来を見据えると、解決すべき大きな課題となっています。

このため、バスやタクシー等の公共交通サービスを、利用できる、利用しやすい環境づくりを目指します。

(3) 市の拠点的な地区としての交流・賑わいの形成

駅前賑わい交流拠点、シビック拠点、市街地ゾーンとして位置づけられている尺土駅・磐城駅周辺は、葛城市の拠点的な地区として、市の発展を牽引する機能を有することが期待されます。

このため、駅周辺において、市内外の人が集い、活動できるような、交流・賑わいを促進する環境づくりを目指します。

(4) 相互理解、共助のところで育む環境の形成

限られた財源、建詰まった市街地を有する土地利用状況等を踏まえると、尺土駅・磐城駅周辺のバリアフリー化を、ハード整備や規制のみによって十分に実現することは、非常に困難です。

このため、できるところ、効果の高いところから重点的な整備を進める一方で、ノーマライゼーションの理念、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、互いを理解し助け合う、人の心に支えられたところのバリアフリー化を目指します。

8.3 整備目標

基本構想の整備目標を検討するにあたって、国の移動等円滑化基本方針に掲げられている平成 22 年(2010 年)までとするのは、事業の実現性を考慮した場合困難であると考えられるため、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を整備方針で定めた上で、緊急性を要する場合などを考慮し、以下の考え方に沿って、短期(5年)、中期(10年)、長期(10年以上)に目標を分け、実施すべき事業を設定します。

短期(5年)	緊急性を要するなど経過措置※を用いても整備を実施
中期(10年)	可能な限りバリアフリー基準に沿った整備を実施
長期(10年以上)	現段階で整備時期は明示できないが、実現に向けて検討を継続

※経過措置：歩道のバリアフリー化にあたっては、堅固な建物などにより有効幅員2m以上の歩道の確保が困難な場合など、やむを得ない場合は、有効幅員 1.5mや歩車共存道路とすることを可能とした措置

9 実施すべき特定事業等

重点整備地区の将来像、基本方針を踏まえ、整備に関する基本的な方針を定め、実施すべき特定事業、その他の事業を設定します。

【実施すべき特定事業等】

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| ①道路特定事業等 | ②交通安全施設特定事業等 | ③公共交通特定事業等 |
| ④建築物特定事業等 | ⑤公園事業 | ⑥駅周辺整備事業 |
| ⑦こころのバリアフリー | | |

9.1 道路特定事業等

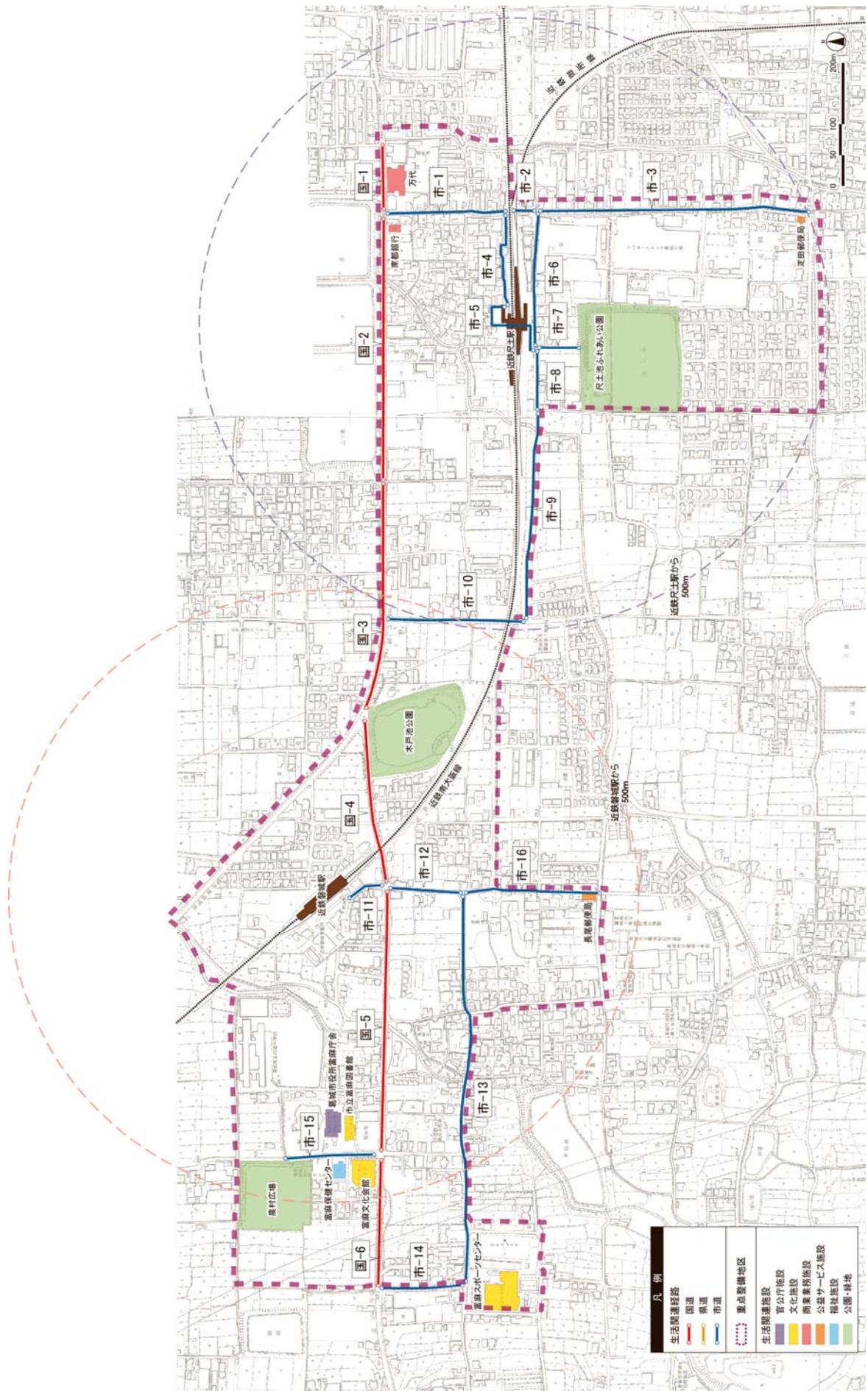
9.1.1 整備方針

- ・ 重点的優先的にバリアフリー化を図る道路を生活関連経路と位置づけ、その生活関連施設間を連続的につなぐバリアフリー化された歩行空間の確保を目指します。
- ・ 新しく整備する道路については、移動円滑化基準に沿って、安全かつ円滑な歩道の整備を推進します。
- ・ 既設歩道については、段差、勾配等の不良箇所について、周辺の状態を考慮し、可能な限り移動円滑化基準を満たすよう整備を推進します。また、移動円滑化基準に沿った整備が困難な箇所については、一方通行規制や通過交通の排除等により、安全な歩行空間の確保を検討します。
- ・ 尺土駅南側道路については、駅周辺の再整備にあわせて、歩車分離、流入交通の抑制策を含めた安全な歩行空間を確保するとともに、交通結節点として、安全で快適に乗り継ぎができる駅前広場の整備を推進します。また、尺土駅周辺の南北軸の強化については、引き続き対策を検討します。
- ・ 国道 166 号については、尺土駅周辺と磐城駅周辺を結ぶまちの歩行者の幹線道路として、安全に移動できる歩行空間の確保を推進します。
- ・ 路面の舗装については、雨天時でも安全に移動できるよう、滑りにくく水はけの良い仕上げにするとともに、舗装の老朽箇所は早急に補修するなど、適正な維持管理を推進します。
- ・ 主要なルート(生活関連経路)には、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。
- ・ 歩行者の安全性、防犯対策のため、適宜街灯や道路照明の設置を推進します。

9.1.2 実施すべき道路特定事業等

生活関連経路ごとに実施すべき特定事業等を整理します。(位置については次ページ参照)

【生活関連経路 位置図】



【実施すべき道路特定事業等】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期	中期	長期
国道 166 号	県	国-1	●歩道の設置・歩行空間の確保(北側)	→	
			●歩道の有効幅員の確保(南側)	→	
			●たまり空間の確保(交差点部)	→	
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	→	
			●水平区間の確保(交差点部)	→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→	
国道 166 号	県	国-2	●歩道の設置・歩行空間の確保(南側)	→	
			●歩道の有効幅員の確保(北側)	→	
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	→	
			●水平区間の確保(交差点部)	→	
			●勾配のきつい箇所の改良(横断、波打ち歩道の解消、交差点部)	→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→	
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱、ベンチ等)	→	
国道 166 号	県	国-3	●歩道の設置・歩行空間の確保(南側)	→	
			●歩道の有効幅員の確保(北側)	→	
			●歩道のセミフラット化	→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→	
国道 166 号	県 (近鉄)	国-4	●歩道の設置・歩行空間の確保(北側:現状歩道無し)(踏み切り部含む)(県・近鉄)	→	
			●たまり空間の確保(交差点部)	→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→	
国道 166 号	県	国-5	●歩道の設置・歩行空間の確保(北側:現状歩道無し(一部有り))	→	
			●歩道の有効幅員の確保(南側:現状歩道有り)	→	
			●勾配のきつい箇所の改良(南側:横断勾配、波打ち歩道の解消)	→	
			●水平区間の確保(交差点部)	→	
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→	
			●グレーチング・水路蓋の改良	→	
			○支障物件の移設・撤去・整理(横断歩道正面のガードパイプ、歩道中央のカーブミラー)	→	

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期	中期	長期
国道 166 号	県	国-6	●歩道の有効幅員の確保(現状歩道有り)		→	
			●勾配のきつい箇所の改良(南側:横断勾配、波打ち歩道の解消)	→		
			●水平区間の確保(交差点部)	→		
			●たまり空間の確保(南側:交差点部)		→	
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→		
			●転落防止柵の設置(南側)	→		
			○支障物件の移設・撤去・整理(歩道内の電柱、標識柱、擁壁)	→		
尺土・疋田線	市	市-1	●歩道の設置・歩行空間の確保			→
			●歩道の有効幅員の確保(北側)		※1	→
			●歩道と車道の段差の解消(北側交差点部)	→		
			●水平区間の確保(北側交差点部)	→		
			●たまり空間の確保(北側交差点部)	→		
			●勾配のきつい箇所の改良(横断、波打ち歩道の解消、交差点部)(北側)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)			→
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱等)			→
尺土・疋田線	市 (近鉄)	市-2	●歩道の有効幅員の確保(踏切部含む)			→
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)			→
			○踏切(軌道)の隙間の解消(近鉄)	→		
新庄・疋田線	市	市-3	●歩道の有効幅員の確保(東側歩道南側)			→
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)			→
尺土駅前線	市	市-4	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)		→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)		→	
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	→		
			●水路蓋の設置	→		
			●案内サインの設置・充実	→		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期	中期	長期	
尺土春日神社東線	市	市-5	●歩道の設置・歩行空間の確保(駅通路とのすみ分け)(現状歩道無し)		→	
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断勾配)		→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)		→	
			○明るさの確保(照明の整備充実)	→		
八川保育所・尺土線	市	市-6	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→		
			●グレーチング(粗目)の改良	→		
尺土春日神社東線	市	市-7	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	※2		
八川保育所・尺土線	市	市-8	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→		
八川保育所・尺土線	市	市-9	●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→		
			○夜間の明るさの確保(照明の設置)	→		
木戸・八川・大畑線	市	市-10	●歩道の有効幅員の確保(西側)		→	
			●勾配のきつい箇所の改良(横断、波打ち歩道の解消、交差点部)		→	
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)		→	
			●交差点部の見通しの確保(隅切り設置など(踏切南西部))	→		
			●歩道の設置・歩行空間の確保(東側)		→	
			●水平区間の確保(交差点部)		→	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)		→	
磐城駅前線	市	市-11	●歩道の設置・歩行空間の連続性確保(一部現状歩道無し)	→		
			●歩道の有効幅員の確保	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)	→		
			●グレーチング・水路蓋の改良	→		
竹内街道線	市	市-12	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)			→
			●グレーチング・水路蓋の設置		※1	→

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期	中期	長期	
竹内街道線	市	市-13	●歩道の設置・歩行空間の確保(一部現状歩道有り)			→
			●歩道の有効幅員の確保		※1	→
			●勾配のきつい箇所の改良(波打ち歩道の解消)			→
			●グレーチング・水路蓋の改良	→		
			●転落防止柵の設置・改良	→		
体育館・當麻新池線	市	市-14	●歩道と車道の段差の解消(交差点部)			→
			●勾配のきつい箇所の改良(横断勾配、波打ち歩道の解消)			→
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)			→
			●転落防止柵の改良	→		
			○支障物件の移設・撤去・整理(看板)	→		
			○舗装等の改良(止水栓部の凹凸、消火栓夜光灯の出っ張りなど)	→		
			○			
商工会館・役場線	市	市-15	●歩道の設置・歩行空間の確保(保健センターエントランス部)	→		
			●歩道の有効幅員の確保	→		
			●勾配のきつい箇所の改良(西側:横断勾配(當麻文化会館前)、縦断勾配(當麻保健センター前)の解消)	→		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良(連続的敷設など)	→		
			●グレーチング・水路蓋の設置	→		
			●水平区間の確保(交差点部)	→		
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	→		
			○支障物件の移設・撤去・整理(歩道内の電柱)	→		
長尾神社・南今市線	市	市-16	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無し)		※3	→
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備(連続的敷設など)		※3	→

※1 歩行空間の確保について、路側線の設置(引き直し)及び、歩行空間のカラー舗装化(歩行者動線の色分け)を検討。

※2 今回の駅前整備の中で対応。

※3 対象区間は幅員が狭い道路であり、歩道の設置等には道路拡幅等が必要であることから実現には長期間を要するため、短期的な対策として交通規制や交差点の安全対策等による歩行者の安全性確保を検討。

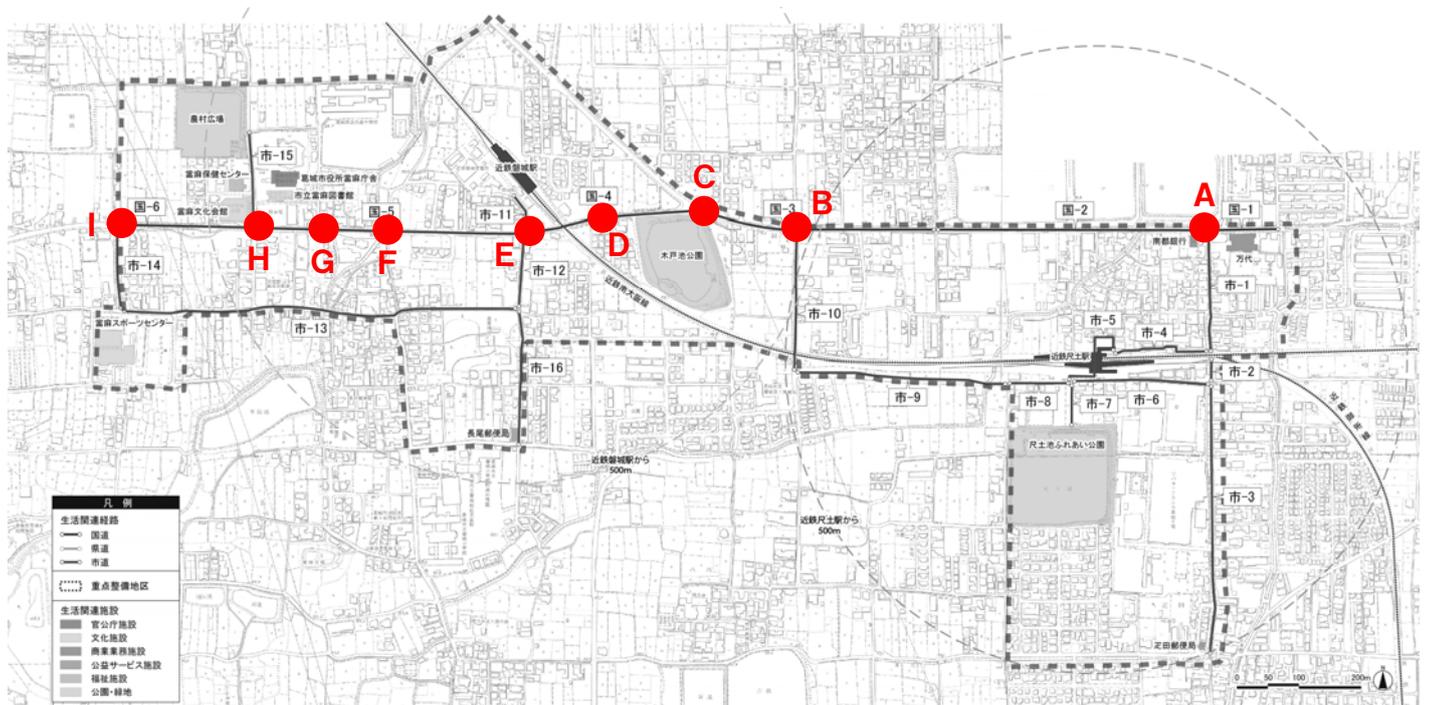
9.2 交通安全施設特定事業等

9.2.1 整備方針

- ・ 主要な交差点においては、音響信号や青時間延長信号の設置を、地域住民との協議・調整を踏まえながら推進します。
- ・ 歩道上における違法駐車を取り締まりを強化します。
- ・ 歩道上の看板等、歩行者の通行の妨げになるような行為に関する撤去・指導を強化します。
- ・ 安全講習会等、安全な道路の利用に関する啓発活動を継続的に実施します。

9.2.2 実施すべき交通安全施設特定事業等

信号の設置・音響信号の設置などの対象となる交差点等は、生活関連経路上での交差点から抽出します。(位置については下図参照)



凡 例

● : 主要な交差点

【実施すべき交通安全施設特定事業等】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期	中期	長期
A	公安委員会	●音響信号の設置	→		
		●青信号延長(押しボタン)の設置		→	
		●歩行者用信号の改良(設置位置)			→ ※1
B	公安委員会	●音響信号の設置	→		
		●青信号延長(押しボタン)の設置		→	
C	公安委員会	●音響信号の設置	→		
		●青信号延長(押しボタン)の設置		→	
D	公安委員会	●横断歩道の設置			→ ※2
		●信号機の新設			※3
		●音響信号の設置			
		●青信号延長(押しボタン)の設置			
E	公安委員会	●音響信号の設置	→		
		●青信号延長(押しボタン)の設置	→		
F	公安委員会	●信号機の新設			※3
		●音響信号の設置			
		●青信号延長(押しボタン)の設置			
G	公安委員会	●信号機の新設			※3
		●音響信号の設置			
		●青信号延長(押しボタン)の設置			
H	公安委員会	●青信号延長(押しボタン)の設置	→		
I	公安委員会	●横断歩道の設置(東側、南側)			→ ※2
		●信号機の新設			※3
		●音響信号の設置			
		●青信号延長(押しボタン)の設置			

※1 要検討。建柱位置の有無。

※2 要検討。横断歩道の設置については道路形状、横断者数等総合的な判断が必要。

※3 現在、信号機が設置されていない。信号機の設置については道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的な判断が必要。

9.3 公共交通特定事業等

9.3.1 整備方針

(1) 鉄道駅

- ・ 尺土駅及び磐城駅においては、駅構外から車両まで安全で円滑に移動できる経路を確保するとともに、移動経路上には視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。
- ・ 尺土駅においては、垂直方向の移動が円滑にできるよう、エレベーター等の設置を推進します。
- ・ 磐城駅においては、スロープ勾配の緩和や手すりの設置などにより、歩行者の負担軽減を図る施策を推進します。
- ・ 階段については、転落等の危険が回避できるよう幅や手すりに配慮した構造とし、視覚障害者誘導用ブロックの設置や手すりへの点字表示等の案内表示充実の推進を図るとともに、階段端部の識別をわかりやすくする施策等を検討します。
- ・ 案内看板については、歩行者への案内を地図、絵文字、点字、音声等の複合的な方法を検討しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう推進します。
- ・ プラットホームでは、ホーム側が認識できる視覚障害者誘導用ブロックの敷設を推進するとともに、横断勾配の改善、ホーム柵等による転落防止への対策を検討します。
- ・ トイレは、オストメイト仕様、乳幼児連れの方のためのおむつ替えシート等、多様な利用を見込んだきめ細やかな設備を備えるよう推進します。
- ・ 券売機や精算機は、車いすでの利用や視覚障がい者、高齢者等の利用も踏まえ、わかりやすく、使いやすい形状とするよう推進します。
- ・ 時間帯によって無人化する磐城駅については、無人の時間帯でのサービスの向上を検討します。

(2) バス

- ・ バスの利用を促進するため、低床バスの導入を促進し、増便や最終バス時間の延長等について検討し、路線バスと循環バスによるサービス水準の向上を推進します。
- ・ 駅からバス停までの距離が離れている尺土駅においては、駅周辺整備に併せて路線網の改善を推進します。

(3) タクシー

- ・ 尺土駅については、駅周辺整備に併せたタクシー乗り場の確保と乗り場への配車方法など、だれもが利用しやすい方法を推進します。
- ・ 障がい者に対する接遇や障がい者割引の方法の周知など乗務員に対する教育訓練の徹底を推進します。

9.3.2 実施すべき公共交通特定事業

鉄道駅、バス、タクシー別にそれぞれ実施すべき特定事業等を整理します。

【実施すべき公共交通特定事業等】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール				
				短期	中期	長期		
尺土駅	近畿日本鉄道(株)	通路・垂直移動設備	●エレベーターの設置			→		
			下りエスカレーター		※1			
			○階段や段差の端部の色の明確化の検討		※2			
		案内施設	●点字表示等の充実(料金表、案内表示等)			→		
			●誘導チャイムの設置		※1			
			○案内・誘導施設の改善・充実(サインの統一、表示位置の改善、文字の拡大等)の検討		※3			
			○音声案内、電光表示案内の充実(改札、ホーム共)の検討		※3			
		プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの改善(ホーム縁端内方線表示など)			→		
			車いす乗車位置の表示		※1			
			ホーム柵、ホームドア等の設置		※4			
		その他設備	●受付窓口・券売機等の車いす対応(蹴込み部の設置)			→		
			●多機能トイレへの改良		※1			
			○トイレの「使用中」表示の検討		※1			
		磐城駅	近畿日本鉄道(株)	通路・垂直移動設備	○スロープ勾配の改善、手すりの設置			→
					踏切部の路面、線路部の凹凸の改善		※1	
案内施設	○案内・誘導施設の改善・充実(サインの統一、表示位置の改善、文字の拡大等)の検討				※6			
	○点字表示等の充実(料金表、案内表示等)				※3			
	○音声案内、電光表示案内の充実(改札、ホーム共)の検討				※1			
	○誘導チャイムの設置				※3			
	○誘導チャイムの設置				※1			
プラットホーム	○視覚障害者誘導用ブロックの改善(ホーム縁端内方線表示など)					→		
	車いす乗車位置の表示				※1			
	ホーム柵、ホームドア等の設置				※4			
	ホームと電車の段差解消				※4			
	横断勾配がきつい場所の転落防止策				※7			

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期	中期	長期
磐城駅	近畿日本鉄道(株)	その他設備	○受付窓口・券売機等の車いす対応(蹴込み部の設置)		※1	→
			○多機能トイレの設置		※1	→
			○トイレの「使用中」表示の検討		※3	→
			無人時のインターホン以外のコミュニケーションツールの確保(文字・映像等)		※8	
バス	市	車両	●ノンステップバスの増便			→
			●ステップ端部の色の明確化	→		
		運行	○バス相互の連絡、運転時間の改善	→		
		○使いやすいバスルートへの見直し		→		
	教育訓練	○乗務員への教育訓練の強化	→			
	奈良交通	車両	●ノンステップバスの増便	→		
●ステップ端部の色の明確化					→	
運行		○バス相互の連絡、運転時間の改善		→		
	○使いやすいバスルートへの見直し			→		
教育訓練	○乗務員への教育訓練の強化	→				
タクシー	各社	運行	○駅へのタクシーの適切な配車	→		
		教育訓練	○乗務員への教育訓練の強化	→		

※1 事業実施については、国(1/3)・地方公共団体(1/3)からの事業費補助が前提。また、5,000人以上の乗降人員の駅を優先して事業を実施。

※2 エレベーターの設置による対応を検討。

※3 技術的には可能だが、全駅の問題として対応方針などを検討する必要があるものについては、整備には長期検討が必要。

※4 車両は扉位置が一定でなく車両によって異なるため、ホーム柵やホームドアの設置、乗車位置の表示は困難。

※5 改修時期を捉えて対応。

※6 線路部の凸凹については、車両を走らせた時に車輪が通るために必要な隙間であり、解消は困難。

※7 ホームの横断勾配の緩和および車両との段差の解消については、線路およびホームの構造上困難。

※8 インターホン以外の手段については、移動円滑化基準やガイドラインに記載がないため、設備や機能などの方針が曖昧となり、将来的な整備についての検討が困難。

9.4 建築物特定事業等

9.4.1 整備方針

- ・ 高齢者や障がい者をはじめとした多くの人の利用が見込まれる施設や建築物(主として生活関連施設)については、奈良県福祉のまちづくり条例に基づいた建築物のバリアフリー化を推進します。
- ・ エレベーターの無い当麻庁舎については、垂直移動の方策について検討します。
- ・ 銀行や商業施設においては、筆談、手話通訳など、店員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実を推進します。

9.4.2 実施すべき建築物特定事業等

生活関連施設として設定した建築物ごとに実施すべき特定事業等を整理します。

【実施すべき建築物特定事業等】

対象	事業者	整備項目 (●は特定事業、○はその他の事業又はソフト)	スケジュール		
			短期	中期	長期
市役所 (当麻庁舎)	市	●エレベーターの設置			→
		●滑りやすい舗装の改善(入口)	→	※1	
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
		●点字、触知地図の設置		→	
		●ゆったりとしたトイレスペースへの改善		→	
当麻図書館	市	●視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
当麻文化会館	市	●入り口付近の勾配の改善			→
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置	→	※2	
当麻保健センター	市	●入口付近のスロープへの手すりの設置		→	
		●歩行者動線の確保		→	
		●路面の凹凸の改善		→	
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
		●滑りやすい舗装の改善(スロープ)	→		
疋田郵便局	民間	●スロープへの手すり設置	→		
		○職員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実		※3	→
長尾郵便局	民間	○職員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実		※4	→
		○職員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実		※4	→
万代	民間	●スロープへの手すり設置		→	
		●駐車場での歩行者動線の明示			→
		○店員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実		→	

対象	事業者	整備項目 (●は特定事業、○はその他の事業又はソフト)	スケジュール		
			短期	中期	長期
南都銀行	民間	●駐車場出入り口の改善			→
		○行員の対応を中心に、障がいを持つ人への配慮の充実	→		
當麻スポーツセンター	市	●視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		

- ※1 當麻庁舎については設置スペースの確保が困難である事、また庁舎が老朽化している為エレベーターの設置は改築等で検討。
- ※2 施設の入り口が決まっているため、改善には全体の計画の見直しが必要。
- ※3 郵便局会社の上部へ上申。時期は未定だが、局前工事の上、設置予定。
- ※4 年間180分の人権研修を実施することになっており、その中で「障がいを持つ人への配慮」についても研修を実施。手話が出来る社員の配置は人事異動がある関係もあり難しいが、筆談か本記載の「簡単な手話」で対応。

9.5 公園事業

9.5.1 整備方針

- ・ 公園施設については、都市公園移動円滑化基準等を参考に、だれもが使いやすい施設整備を推進します。
- ・ 特に、夜間の照明、駐車場の整備など、既存公園の課題に対応した整備・維持管理を推進します。

9.5.2 実施すべき公園事業

ここでは、生活関連施設として設定した公園ごとに実施すべき公園事業等を整理します。

【実施すべき公園事業等】

対象	事業者	整備項目 (●は特定事業、○はその他の事業又はソフト)	スケジュール		
			短期	中期	長期
尺土池ふれあい公園	市	○スロープ勾配の改善		→	
		○スロープへの手すり設置	→		
		○照明の増設	→		
		○視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
		○トイレの清掃・障がい者トイレの備品の整理	→		
木戸池公園	市	○視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
		○駐車場の設置(障がい者用スペース含む)		→	
		○階段・スロープへの手すり設置	→		
		○スロープ勾配の改善		→	
		○障がい者トイレの適切な管理	→		
農村広場	市	○スロープへの手すりの設置			→
		○障がい者トイレの適切な管理	→		

※ バリアフリー新法で位置づけられる特定公園施設は、都市計画(都市公園法)で位置づけられている都市公園である必要があるが、生活関連施設として位置づけた公園は、いずれも都市公園ではないため、特定事業ではなく“その他の事業”として事業を実施。

9.6 駅周辺整備事業

9.6.1 整備方針

- 重点整備地区で最も大きな課題のひとつである尺土駅及びその周辺のバリアフリー化を、重点的に推進します。

9.6.2 実施すべき駅周辺整備事業

ここでは、その他の事業として、駅周辺の実施すべき事業等を整理します。

【実施すべき駅周辺整備事業等】

対象	事業者	整備項目 (●は特定事業、○はその他の事業又はソフト)	スケジュール		
			短期	中期	長期
尺土南口駅 前広場	市	○周辺案内板の設置	→		
		○照明の設置	→		
		○視覚障害者誘導用ブロックの設置	→		
		○停車場・駐輪場の整備	→		
		○当事者を交えた計画案の検証	→		

9.7 こころのバリアフリー

9.7.1 実施方針

- ・ ノーマライゼーションの理念、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、互いを助け合う、人の心に支えられた“こころのバリアフリー化”に向けた取り組みを推進します。
- ・ ハード整備や規制などの対策に併せ、歩道上の不法占拠を防止するため、関係機関と連携した取り締まりの強化や地域ぐるみの追放運動を推進します。また、市民一人ひとりがバリアに対する理解を深め、気配りや助け合いを行えるような環境づくり、啓発活動、マナーアップに向けた取り組み等を推進します。

9.7.2 実施すべき施策

ここでは、こころのバリアフリーとして実施すべきソフト施策を整理します。

【実施すべきソフト施策】

項目	施策の内容	主な担当課
広報・啓発	○住民の高齢者・障がい者等への理解促進	長寿福祉課、社会福祉課など
	○建築主・事業主・商店主などに対するバリアフリーの理解・意識啓発	都市計画課・建設課など
	○職員・従業員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上	人事課など
	○設計者・施工者のバリアフリーの理解、技術向上	都市計画課・建設課など
教育	○学校における福祉(心のバリアフリー)教育の実施	学校教育課など
	○住民に対する教育活動、学習機会の提供	
市民活動の支援	○NPO・ボランティア等への活動支援や連携	社会福祉協議会など
バリアフリー情報の提供	○バリアフリーマップ(バリアマップ)の作成・配布	社会福祉協議会など
	○バリアフリー事例の紹介、事例集の作成	社会福祉協議会など
	○バリアフリー化事業等に関する情報(進捗状況、実施予定など)の開示	都市計画課・建設課など
	○工事に伴う交通規制・施設利用制限等情報の提供(視覚情報(現場での看板設置等)以外での情報提供等)	都市計画課・建設課、水道課、下水道課、農林課など
	○工事に伴う交通規制現場周辺での工事予告看板や工事看板及び通行禁止等看板の設置並びにガードマンの配置による、情報の提供や現地での誘導	
	○通行規制、工事規制のインターネット等での位置情報の提供	
迷惑放置自転車及び路上看板等への対策	○放置自転車の撤去	生活安全課など
	○駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動	
	○安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	

【「現在取り組んでいる」又は「取り組む予定」の施策】

生活安全課：**迷惑放置自転車及び路上看板等への対策**

○「放置自転車の撤去」について

- ・自転車等の放置に関する条例に基づき、「自転車等放置禁止区域」を指定し、放置禁止区域に放置された自転車等を指定の場所に移動・保管。

○「駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動」について

- ・毎月15日に、啓発車により市内全域を対象に啓発活動を実施。
- ・交通指導員の導入に向けて準備中であり、導入後は、指導員による啓発活動の充実を図る予定。

○「安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導」について

- ・交通指導員の導入に向けて準備中であり、導入後は、指導員による指導を実施する予定。

人事課：

- ・現在、人権研修などの研修や、いろいろな機会を通じて高齢者や障がい者等に対する理解を深める取り組みを行っており、平成22年(2010年)4月からは市民窓口課の設置により、高齢者や障がい者等はもとより市役所に来庁される方々へ、今まで以上にきめ細やかに対応できるよう配慮する予定。
- ・今後の取り組みとしては、高齢者や障がい者等に対する理解をより一層深められるよう、また他人事ではなく自分の問題としてとらえられるよう研修や体験会などを実施。

社会福祉課：

- ・市民の障がい者への理解促進のため、12月の障がい者週間において、心身障がい者(児)作品展を開催。
- ・市広報誌、市ホームページなどの広報媒体を活用し、市民の障がい者への理解を促進。

学校教育課：

- ・小・中学校では、道徳の授業の中で「障がい者」「高齢者」に対してどのように向き合うのが望ましいかを考え合い、実践に結ぶ力を高める指導を展開。
- ・具体的には、読み物教材を用いての話し合い活動、車イスやアイマスクを用いた疑似体験活動、登場人物になりきることで当事者の心情に触れる劇化学習など、多彩な手法を活用。
- ・それらを通して、みんなが幸せに生活するため(共に生きるため)の接し方(対応)の仕方を学習。

生涯学習課：

- ・一般市民には人権教育講座等のなかで「障がい者」「高齢者」に対する理解を深める学習を推進。

都市計画課:**広報・啓発**

○「建築主・事業主・商店主などに対するバリアフリーの理解・意識啓発」について

- ・葛城市では「葛城市開発指導要綱」に基づき住宅地等の開発事業の施行に関し、都市施設の整備及び促進を図るため、開発事業者に対し公共公益施設の整備について必要な事項を示し、その協力と応分の負担を要請するとともに災害の防止及び住環境の整備のため、一定の基準をもって計画的な調和のとれたまちづくりを推進し、公共の福祉の増進に寄与することを目的に開発指導を実施。
- ・またこの要綱では事業者が開発区域内外に新しく公共施設及び公益施設を設置する場合は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に適合するよう市長の指示に従い、自己の負担で施行しなければならないと記載。

都市計画課・建設課:

○「設計者・施工者のバリアフリーの理解、技術向上」について

- ・平成12年(2000年)に施行された交通バリアフリー法に基づき以降に施工された工事(街路事業・道路事業・都市公園事業等)についてはこの法律の基準に沿った設計、施工を実施。
- ・今後は新法施行に伴い個々の工事箇所でバリアフリーの基準を満たす事はもちろん、それらの現場が連続してバリアフリー化となるよう推進。また、高齢者、障がい者だけでなく全ての人にとって使いやすいものとなるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえた設計・施工を推進。

建設課:**バリアフリー情報の提供**

○「バリアフリー化事業等に関する情報(進捗状況、実施予定など)の開示」について

- ・基本構想策定後も協議会を継続し、事業の実施状況踏まえながら基本構想の評価・見直しを段階的・継続的に改善を行う体制を整備。
- 「工事に伴う交通規制・施設利用制限等情報の提供(視覚情報(現場での看板設置等)以外での情報提供等)」について
 - ・葛城市発注の道路規制を伴う工事について、各発注担当課からの規制情報を整理し市ホームページ上で提供できるシステム整備を推進。
 - ・また、工事中のバリアフリー対策として、工事箇所における段差の解消、仮設自転車・歩行者道の設置、誘導員の適切な配置を施工者に対して指導を実施。
 - ・夜間における安全対策としても仮設照明の設置を行う等、工事中であっても利用者が安全に利用できる空間を確保。

※平成22年(2010年)4月1日からの組織変更にあわせて担当課名を記載しています。

	平成22年(2010年)3月31日まで	平成22年(2010年)4月1日以降
担当課名	高齢福祉課	長寿福祉課
	都市整備課	都市計画課・建設課
	秘書課	人事課
	教育指導課	学校教育課
	水道局工務課	水道課

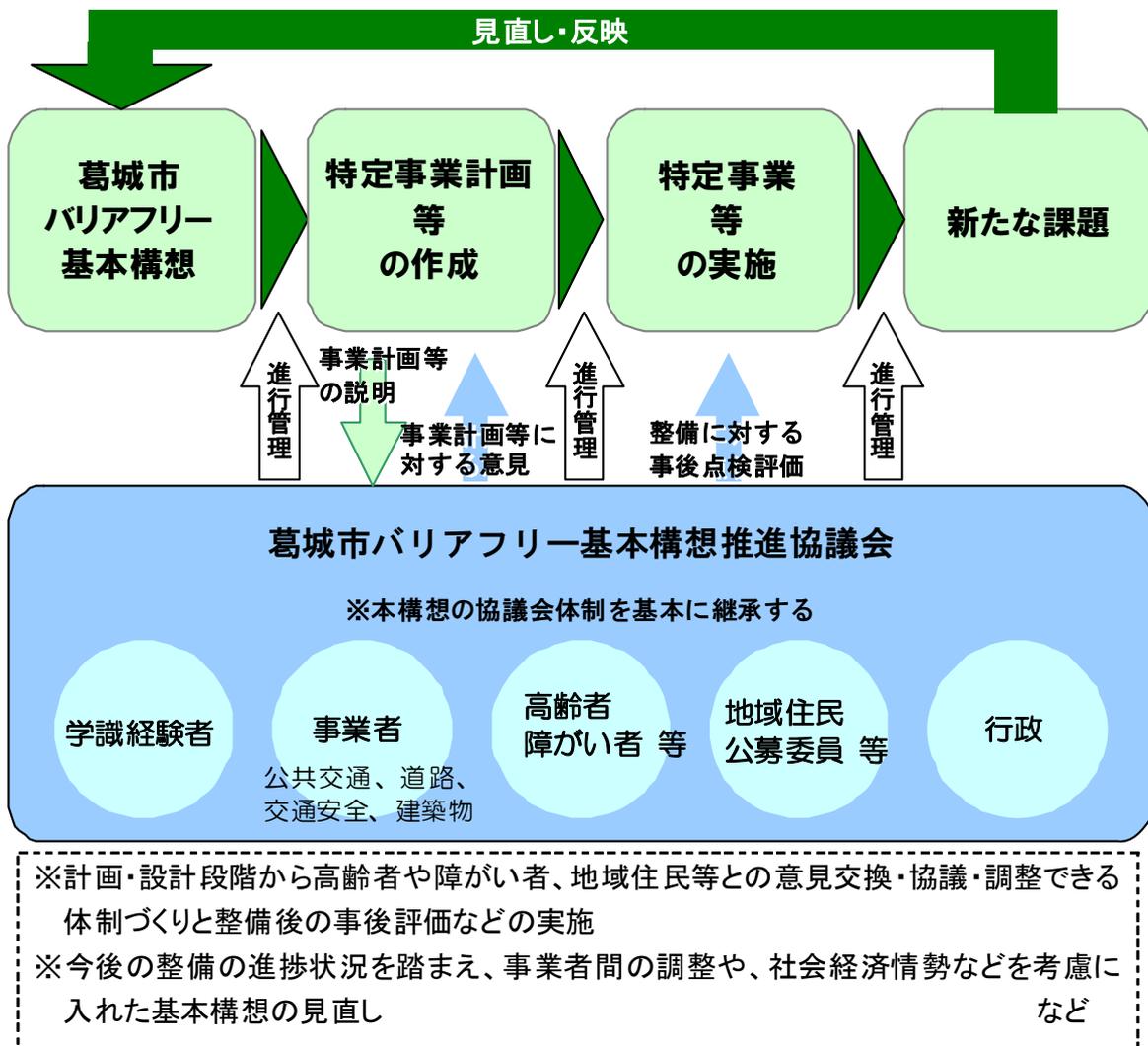
10 葛城市バリアフリー基本構想の実現に向けた取り組み

本構想で定められた基本理念、基本方針等を実現していくため、各事業者は本構想で定めた「実施すべき特定事業等」に基づき、特定事業計画等を作成し、バリアフリー円滑化事業を実施していくこととなります。

バリアフリー基本構想の実現に向けては、各事業者、当事者(高齢者・障がい者等)、地域住民が、互いに協力し、基本構想に位置づけられた事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど継続的な協議を行っていくことが必要です。

そのためには、基本理念や基本方針等に基づいたバリアフリー整備の進捗状況を確認し、継続的に協議・検討・推進していく体制整備を確立することが重要となります。

したがって、本協議会終了後も、「葛城市バリアフリー基本構想推進協議会」を継続させ、バリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。



【基本構想推進体制イメージ】